

裁判員法の立法過程（４・完）

柳 瀬 昇

信州大学法学論集 第11号 別刷

2008年

裁判員法の立法過程（４・完）

柳 瀬 昇

- 一 討議民主主義理論と議会における審議の意義
- 二 裁判員法の立法過程
 - (一) 前史
 - (二) 司法制度改革審議会における議論（第１ステージ）（以上，第８号）
 - (三) 司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会における議論（第２ステージ）（以上，第９号）
 - (四) 国会における議論（第３ステージ）（以上，前号）
- 三 制度設計上の論点と主要アクター間の相克
 - (一) 各ステージの議論の概要
 - (二) 第１ステージにおける主な争点
 - 1 国民の司法参加の意義と現行の刑事裁判の運用の評価
 - 2 制度の基本的構造
 - (1) 法曹三者の主張の変遷
 - (2) 中間報告までの審議会での議論
 - (3) 審議会第３ラウンドでの議論
 - (三) 第２ステージにおける主な争点
 - 3 合議体の構成
 - (1) 検討会第２ラウンドでの議論
 - (2) 検討会第４ラウンドでの議論
 - 4 独立評決制の可否
 - 5 評決の方法
 - 6 対象事件の範囲
 - 7 裁判員の要件

8 公正な裁判を確保するための措置

- (1) 裁判員等の守秘義務
- (2) 裁判員等の個人情報の保護
- (3) 裁判員等に対する接触の規制
- (4) 裁判の公正を妨げる行為の禁止
- (5) 小括

(四) 第3ステージにおける主な争点

9 罰則・附則等

付録 裁判員法の立法過程に関する年表

(以上、本号)

三、制度設計上の論点と主要アクター間の相克

(一) 各ステージの議論の概要

前章では、裁判員法の立法過程を、3つのステージに分けて、概観した。

第1ステージは、審議会における議論である。ここでは、国民の司法参加の制度の基本的な構想がほぼ確定した。審議会では、国民の司法参加の制度を導入するか否かをめぐり議論が行われたが、司法参加の制度を導入すること自体は、かなり早い段階で、1人を除くすべての委員が合意した。議論の最大の焦点となったのは、どのような形態の参加の制度を導入するかであった。この点、陪審制度の導入を主張するアクター（日弁連など）と、参審制度の導入を主張するアクター（最高裁や法務省など）とが対立していた。議論の結果、陪審制度でも参審制度でもない裁判員制度（ただし、審議会の意見書の段階では、「裁判員」という名称は、仮称であった²⁸⁸）の導入が提唱されるに至った。ここで、裁判官と裁判員とが協働するという国民の司法参加の制度の基本的構造が確定した。

第2ステージは、検討会における議論である。ここでは、裁判員制度の具

体的な制度設計をめぐって、議論が行われた。最大の焦点は、合議体の構成であった。すでに第1ステージで、裁判官と裁判員との協働の参審型の制度とすることが決められた以上、基本的には、国民参加の制度から裁判官の関与を排除することはできない。そこで、前のステージで陪審制度の導入を支持していたアクターは、裁判員の員数を裁判官の員数よりもできる限り多い合議体とすべきと主張する一方、参審制度を支持していたアクターは、裁判官の員数と裁判員の員数をほぼ同じくした小規模な合議体とすべきと主張した。また、検討会における議論と並行して、与党である自民党と公明党との間での議論も行われたが、そこでは、自民党は最高裁・法務省寄りの見解を、公明党は日弁連寄りの見解を、それぞれ主張していた。検討会での委員間の議論は、合議体の構成など論争的な多くの点において、平行線をたどったため、自民党と公明党の間での調整に委ねられ、最終的には政治決着が図られた。ここで、裁判員制度の骨格案が確定した。

第3ステージは、国会における議論である。前ステージまでにまとめられた骨格案をもとに、推進本部によって法案が作成され、国会に提出された。ここでは、制度の意義や各規定の趣旨などが国会審議を通じて確認されるとともに、制度の具体的な事項について、若干の変更が加えられた。与党は、この時点までで確定していた骨格案を支持し、一方、野党は、当初は、合議体の構成など論争的な多くの点において、かつての日弁連の主張（ただし、すでにその時点の日弁連の主張ではない）に近い立場をとっていたものの、結果的には、制度の骨格に影響のない程度の修正が行われた。主要な議論の場は各議院の法務委員会であり、先議院である衆議院では民主党が、後議院

²⁸⁸裁判員という名称は、第43回審議会（2001年1月9日）での有識者ヒアリングにおいて、松尾浩也東京大学名誉教授によって示されたものであるが（本誌第8号129頁参照）、審議会や検討会で公式に用いることが議決されたことはなく、意見書においても、「参加する国民を仮に「裁判員」と称する」と注記されていた（司法制度改革審議会前掲注(7)102頁、本誌第8号137頁）。しかし、この仮称に代わる案が検討された形跡はまったくなく、第2ステージ以降では、裁判員が新制度における参加する国民の正式な名称として扱われることになる。

である参議院では共産党が、野党アクターとして登場した。民主党は衆議院段階で政府・与党アクターとの法案の修正の合意に成功したが、共産党は、法案の修正案を提出したものの、修正合意に成功しなかった。

以下、制度設計をめぐる主な争点と、各アクターの主張等を概観することにする。

（二）第1ステージにおける主な争点

1 国民の司法参加の意義と現行の刑事裁判の運用の評価

なぜ、国民の司法参加の制度を導入すべきなのか。国民の司法参加の意義をめぐるのは、2つの大きく異なる理解の仕方がある。そして、それらは、現行の刑事裁判の運用に対する評価とも密接に関連している。

1つは、国民主権の原理ないし民主主義の原理の観点から、主権者である国民が司法に参加しなければならないという考え方である。国民主権国家において、本来、国の統治権はすべて国民に由来するものであるが、立法過程や行政過程には国民による直接的な参加の制度が担保されているのに対して、司法過程には、そのような制度が存在しなかった。そのため、現行の国民参加のない刑事裁判制度は、その正統性が脆弱であり、運用も適切ではなかったという。そこで、国民の司法参加の制度を設けることにより（それは、本来、主権者であり統治主体である国民の当然の権利であるという）、司法判断の正統性を確保する必要がある。現行の刑事裁判の運用に何らかの問題点²⁸⁹があるとすれば、国民の司法参加の制度の導入によって、その現状を打開しなければならないという。

もう1つが、司法に対する国民の理解の増進と信頼の向上のために、国民が司法に参加する必要があるという考え方である。この見解は、現行の刑事裁判制度はほぼ支障なく機能しており、むしろ精密な司法は国民からの信頼も十分に得られているという認識を前提としている。そのうえで、現行の裁判制度は改革が不可欠であるほどの致命的な欠陥はないが、世紀の転換期に

あって、社会全体が変革しており、司法もそれに対応しなければならなくなり、また、国民が国家の統治機能にこれまで以上に積極的に関与していこうという機運が高まりつつあるが、司法もまた国民に対する説明責任を果たさなければならなくなってきた。そこで、司法に対する国民的基盤をより一層高めるための方途として、国民の直接的な司法参加の制度の導入が検討されるに至ったという。すなわち、一般の国民が裁判過程に参加することにより、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映され、司法に対する国民の理解や信頼がより深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになるとする考え方である。

両説ともに司法の正統性を高めようとする点では同じであるが、現行の刑事裁判の運用に対する認識が大きく異なり、また、司法参加の緊迫性も異なっている。前者は、現行の刑事裁判制度を全面的に（あるいは部分的に）否定的にとらえ、その改善のために国民の司法参加が不可欠であるとするのに対して、後者は、裁判の現状を肯定したうえで、さらなる国民の信頼の向上のために司法参加の制度の導入を検討すべきとする。本稿では、以下、前者を現行裁判否定論／民主主義的基礎づけ説と、後者を現行裁判肯定論／理解増進・信頼向上説ということとする。

国民の司法参加の意義をめぐる議論は、制度設計をめぐる各ステージにおいて、最後まで対立を見せていた。民主主義的基礎づけ説は、日弁連²⁹⁰、連合²⁹¹、公明党²⁹²、民主党²⁹³、共産党などによって支持される一方、理解

²⁸⁹例えば、現行の刑事裁判の問題点として、低い無罪率のほか、検察官面前調書（いわゆる検面調書）の過大な採用（有罪答弁（検面調書に同意すること）の保釈条件化）、検察官手持ち証拠の不開示、有罪・無罪の証拠と情状に関する証拠の混在、無罪獲得のための長期裁判（無罪判決に対する検察官の上訴制度がその原因であるという）などを挙げる向きがある（陪審制度を復活する会前掲注⑬3頁6-10頁）。また、鯉越溢弘教授は、「刑事司法の現状に関して改革すべき点」として、「調書裁判の改善（口頭主義・直接主義の実現による公判中心主義の実現）、代用監獄の廃止や被疑者公選弁護人制度の実現（「密室」での取調べによる虚偽自白の危険の防止）、検察官の不利益上訴の禁止、法曹一元の実現、裁判官の市民的権利の保障（市民的権利が保障された裁判官によって構成された公平な裁判所による「誤判」の防止）」などを挙げている（鯉越前掲注⑬3頁）。

増進・信頼向上説は、最高裁，法務省，自民党²⁹⁴などによって支持された。

裁判員制度は、民主主義的基礎づけ説ではなく、理解増進・信頼向上説の立場から導入するものである。「この法律は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ」とする裁判員法1条の規定、国会での政府による答弁²⁹⁵、裁判員法の立案担当者による解説²⁹⁶などにおいても、理解増進・信頼向上説のみが唯一の正統な裁判員制度の導入の意義として認められ、政府側アクターからは、民主主義的基礎づけ説による説明

²⁹⁰日本弁護士連合会「陪審制度の実現に向けての提言」（2000年3月），第30回審議会（2000年9月12日）における山田幸彦日弁連副会長（当時）の発言，衆議院法務委員会における本林徹前日弁連会長（当時）の発言（第159回国会衆議院法務委員会議録10号16頁）など。

²⁹¹審議会における高木剛委員（当時，連合副会長）や推進本部顧問会議における笹森清顧問（当時，連合会長）の主張など。

²⁹²2003年12月11日に公表された公明党の「裁判員制度設計について」では，審議会意見書のIV章の総論部分を引きながら「裁判員制度の理念は，国民主権の理念に基づき，国民が主権者として自律性と責任感を持って，国民のための司法を自ら実現し支えることである」としたうえで，「その制度は，国民の自治・自律の精神が活かされるものでなければならない」としている（辻前掲注④372頁）。

²⁹³2003年12月4日に公表された民主党の「裁判員制度設計に関する考え方」では，「裁判員制度は，国民主権のもと，主権者として自律的かつ社会的責任を負う統治主体である国民が，三権の一つである司法に直接参加し，多様な価値観や発想で事案を審理し，国民主導で正義を実現する制度であり，司法制度改革の諸課題の中でも最も重要なもののひとつである」（原文ママ）としている（辻前掲注④385頁）。

²⁹⁴2003年12月16日に公表された自由民主党政務調査会司法制度調査会の裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会の「裁判員制度のあり方について」では，「我が国の司法は，これまで国民から高い信頼を得てきたものと評価される」として，現行裁判肯定論に立つことを明示したうえで，「司法の意義や役割が，より広く国民に周知され，その理解と信頼を得て，国民の生活に結びついた形で機能するものでなければならぬ」としている（前掲注④1頁（辻前掲注④349頁））。

²⁹⁵国会審議において，野沢太三法務大臣は，裁判員制度の意義について，「広く国民が裁判の過程に参加し，その感覚が裁判の内容に反映されることによりまして，司法に対する国民の理解や支持が深まり，司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになるという重要な意義がある」と答弁している（官報号外第159回国会衆議院会議録第15号3頁）。

は決してなされることはない。

もっとも，理解増進・信頼向上説は，制度設計の過程で，一貫して，国民の司法参加の制度の導入論の論拠の首位的地位を占めていたのではない。第1ステージの初期の時点では，むしろ，民主主義的基礎づけ説のみが唱道され，審議会の論点整理では，「主権者としての国民の参加の在り方について検討する」として，この見解による国民の司法参加の制度の導入の正当化がなされていた²⁹⁷。審議会で国民の司法参加の導入についての報告担当を割り当てられた藤田委員も，民主主義的基礎づけ説に立っており，積極的にこの見解による制度導入の基礎づけを行おうとしていた。

藤田委員は，第17回審議会（2000年4月17日）で国民の司法参加の制度についての説明を行う際に，その意義として，主権者としての国民が能動的に参加することを挙げ（本誌第8号115頁），さらに，第31回審議会（2000年9月18日）で，司法の民主化ないし国民の主体的参加こそが司法参加の意義であるということについて合意が形成されているはずであると主張した（本誌第8号121頁）。それに対抗してなされたのが，第32回審議会（9月26日）での竹下会長代理による理解増進・信頼向上説の提唱である。

民主主義的基礎づけ説は，基本的には，現行の刑事裁判の運用に対する否定的評価を前提としている。すなわち，現行の刑事裁判制度の運用に何らかの問題点があって，それが裁判官のみによる裁判であるという制度そのものに起因するからこそ，国民が裁判過程に直接参加する制度を導入する必要性が生ずるのである。

この点，審議会での議論において，裁判官出身の藤田委員は，民主主義的基礎づけ説に立ちながらも，この見解の基本的前提となる現行裁判否定論に

²⁹⁶辻裕教元司法制度改革推進本部事務局参事官は，裁判員法のコンメンタールにおいて，同法の意義として，「広く国民が裁判の過程に参加し，その感覚が裁判内容に反映されるようになることによって，司法に対する国民の理解や支持が深まり，司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになること」を挙げている（辻裕教「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の解説(1) 法曹時報59巻11号（2007年）55頁）。

²⁹⁷司法制度改革審議会前掲注(3)410頁。本誌第8号112-114頁参照。

は与していなかった。もとより、藤田委員の主張のように、現行裁判肯定論に立ったうえでの民主主義的基礎づけ説という立論も不可能ではないものの、肯定論に立つ以上、現在正常に機能している裁判制度を抜本的に改革し、司法参加の制度を導入しなければならない積極的な意義を説明することが困難であった。そのため、現行裁判肯定論を前提とした民主主義的基礎づけ説によって司法参加を意義づけようとした藤田委員の主張は、審議会においては、多くの委員の賛同を集めることができなかった。

新たに国民の司法参加の制度を導入すべきであるという立論を行うためには、なぜそれが必要なのか、その積極的な意義が示されなければならない。その点、現行裁判否定論は、立論が容易である。すなわち、現行の裁判制度とその運用は、改革を回避できないほどの致命的な欠陥を有するものであり、その欠陥が制度に起因するものである以上、制度改革が必要であると論ずればよい。一方、現行の裁判制度とその運用を否定的にとらえるべきでないという現行裁判肯定論では、参加制度を直接的に正当化することは困難であった。現行の裁判制度が基本的には問題なく機能しているのであれば、ことさらそれを改革する必要はないからである。

そこで登場したのが、竹下会長代理によって提唱された理解増進・信頼向上説であった。竹下会長代理は、第32回審議会で、国民主権の原理ないし民主主義の原理から直ちに司法権の行使に国民の司法参加が要請されるという議論には論理の飛躍があるとしたうえで、国民の司法参加の制度の意義として、それにより司法が国民によりよく理解され、司法が国民の支持を得るようになり、司法がより強固な民主的正統性の基盤を得るようになるということが挙げられると主張した（本誌第8号123-124頁）。

第32回審議会における竹下会長代理の発言以降、審議会の委員の間で、この理解増進・信頼向上説が、司法参加制度を導入すべきとする主張の論拠として、次第に有力になっていく。しかも、第32回審議会の議論の終盤で、事務局側が提示した中間取りまとめの案文では、司法参加の意義として、「国民が司法全体に様々な形で参加（関与）していくことによって、司法が国民

により良く理解され、より広くかつより深く国民の支持を得ることになれば、司法はより強固な国民的基盤（民主的正統性）を確保することができる。このような観点から、司法参加（関与）の拡充を検討する必要がある」と記述されており²⁹⁸、理解増進・信頼向上説は、審議会事務局によっても当初から認められていたものであるといえる。

もっとも、審議会の第2ラウンドの時点で、司法参加の意義として、理解増進・信頼向上説が確定したわけではない。中間報告では、司法参加の制度を設けることの意義について、「国家への過度の依存体質から脱却し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められる国民が、裁判の過程に参加（関与）し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤（民主的正統性）を得ることができるようになる」と説明するが、その一方で、国民的基盤の確立の総論部分で、「訴訟手続への国民参加は国民主権の原理と関連する」と明確に述べられている点²⁹⁹についても看過できない。裁判員制度と国民主権の原理ないし民主主義の原理との関係は、少なくとも中間報告の時点では、それらの関連性が明言されており、この時点では、民主主義的基礎づけ説が完全に敗北したとは断定できない。

理解増進・信頼向上説が審議会での議論において支配的になるのは、第45回審議会（2001年1月30日）での議論以降である。第45回審議会では、司法参加の意義として、高木委員が国民主権国家において国民が参加することによって裁判の正統性が担保されると主張したのに対して、そのような理解に

²⁹⁸司法制度改革審議会第32回議事録。この案文は、第36回審議会において、審議結果の取りまとめとして確定するが、前掲の部分は、「概ね異論はなかった」ものとして記載され、「訴訟手続への参加については、陪審・参審制度にも見られるように、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、訴訟手続において裁判内容の決定に主体的・実質的に関与していくことは、司法をより身近で開かれたものとし、裁判内容に社会常識を反映させて、司法に対する信頼を確保するなどの見地からも、必要であると考えられる」ということで、「大方の意見が一致した」とされた（「国民の司法参加」に関する審議結果の取りまとめ（司法制度改革審議会第36回配布資料））。

²⁹⁹司法制度改革審議会前掲注(32)62頁。

立つと、すべての裁判に国民が参加しなければならなくなると、竹下会長代理が反駁した（本誌第 8 号132-133頁）。

現行の刑事事件の裁判は、裁判官のみによって行われているが、国民の参加に裁判の正統性を見出す民主主義的基礎づけ説によれば、これまでのすべての刑事裁判には、基本的には国民の参加がなかったのであるから、それらはすべて正統性を有さない否定されるべきものと評価せざるを得なくなる。また、今後、国民の司法参加の制度を導入することとしても、すべての刑事事件の裁判に参加制度を導入することは不可能であり、むしろ多くの刑事事件は、現行どおり、裁判官のみによって裁判がなされることが見込まれる。しかしながら、民主主義的意義づけ説によれば、国民が参加しない裁判には正統性がないということになる。このような点において、民主主義的基礎づけ説は、致命的な欠陥を有していた。

竹下会長代理の主唱する理解増進・信頼向上説は、より説得的な見解であるとして審議会の他の委員の支持を集め、最終的には、審議会意見書においても、裁判員制度の意義については、この見解に沿って、「一般の国民が、裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識がより反映されるようになることによって、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法はより強固な国民的基盤を得ることができるようになる」と記述された³⁰⁰。

もっとも、国民の司法参加の制度の意義について、審議会では委員間での完全な合意が得られなかったために、意見書では、一部に、民主主義的基礎づけ説に親和的な表現が見られる。例えば、意見書全体の総論部分において、審議会は、国民権の実現のために何が必要であるかを明らかにすることを司法制度改革全体の根本的な課題の 1 つとして認識し、国民を統治主体と位置づけ直すことを司法制度改革の 1 つの意義として挙げている³⁰¹。また、意見書の「国民的基盤の確立」の部分の総論においても、「国民権に基づく統治構造の一翼を担う司法の分野においても、国民が、自律性と責任感を

持ちつつ、広くその運用全般について、多様な形で参加することが期待される」との文言が置かれている³⁰²。ただし、これらはあくまで総論部分に見られる記述であって、意見書は、国民権の原理と裁判員制度の導入とを直接的には結び付けるものではなかった。しかしながら、意見書にこれらの表現があったために、その後も、しばしば、理解増進・信頼向上説が裁判員制度の基本理念として確定したということについて理解が深まらず、制度設計をめぐるアクターの一部は、これらの文言を根拠に挙げて、民主主義的基礎づけ説を主張し続けることとなった。

なお、国民の司法参加の意義をどのように解するかによって、どのような構造の参加制度が望ましいかについての支持が分かれることになる。

すなわち、国民の司法参加の意義について、現行の裁判の運用は改革が不可避なほど欠陥を有するものであり、その欠陥が制度に起因するものであるという現行裁判否定論に立てば、現行の裁判官のみによって行われている刑事裁判の過程から、その全部または一部（例えば、事実認定過程）から裁判官を排除し、国民の直接参加の制度に改めるべきであるという結論に結びつく。そもそも、国民権国家において、任免において民主的契機を有さない裁判官が司法権を行使する正統性は希薄であり、むしろ、国民が直接参加する制度のほうが、より民主主義的であるとも考えられる³⁰³。そこで、この民主主義的基礎づけ説に立てば、裁判過程の一部から裁判官を排除し、国民の中から選任された陪審員のみによる陪審制度が、司法参加の制度として最も望ましい制度であるということになる。

一方、現行裁判肯定論に立てば、基本的には、現行の裁判官による裁判には重大な問題はないのであるから、裁判過程から裁判官を排除したり、裁判官の員数を減らす必要性はまったくない。そのうえで、国民の理解の増進と

³⁰⁰司法制度改革審議会前掲注(7)101頁。

³⁰³裁判所の司法権行使の民主主義的正統性に関しては、国民が直接に裁判に参加することが、より民主主義的であり望ましいというような単純な議論はできない。この点、別稿において、詳述する予定である。

³⁰⁰司法制度改革審議会前掲注(7)102頁。

³⁰¹司法制度改革審議会前掲注(7)3頁。

信頼の向上という観点から、新たに国民を参加させることとなるため、裁判官と参審員とが協働して刑事裁判を行う参審制度の導入が望ましいという結論につながる。

一般に、陪審制度導入論者の多くは、その中心的な意義を国民主権の原理ないし民主主義の原理に求めている³⁰⁴。例えば、鯉越溢弘教授は、「陪審制度をめぐる争いは、政治体制としての民主主義と専制主義の政治的選択、犯罪統制モデルと適正手続モデルという刑事司法モデルの選択、刑事司法における官僚主義と参加型民主主義の選択をめぐる争い」を背景としているとしたうえで、「陪審制度は、民主主義を標榜する国家の司法的象徴である……民主主義国家を標榜するとすれば、司法制度としての陪審制度は、必須の国家構成要素であると言わざるをえない」と主張している³⁰⁵。また、伊佐千尋氏は、「民主主義国家の持つ司法制度として……現在のところ陪審制度に優る司法制度は見出だせない」と述べている³⁰⁶。

その一方で、参審制度は、現行の裁判官による裁判の長所を維持したまま、さらに国民の参加を付加するという制度であるから、基本的には、理解増進・信頼向上説に立つ論者が支持する参加制度の基本的構造であるが、同時に、国民の参加という点のみに注目すれば、民主主義的基礎づけ説から支持されうるものでもある。

³⁰⁴1970年代から80年代にかけて勃興した最も極端な陪審制度導入論も、裁判の現状を痛切に批判したうえで、民主主義の原理に基づき、陪審制度の導入を欲求していた。例えば、小田中聰樹教授は、「一九七〇年代に入って職業裁判官に対する官僚的統制が強化されその弊害が司法権の独立の危機と裁判の反動化（基本的人権の制限の強化）の形で現れるという司法状況のなかで、これを阻止し司法の民主化を推し進める方策として陪審制に対する関心が深くなっている」と当時の議論状況を分析し、「陪審制は、……国民主権の原理の具体化である裁判機関の民主的構成の原則がもっともストレートに貫徹している制度であって、その国の司法の構造的な性格を深く規定するものである。その意味では、陪審制を欠いた司法を「民主主義司法」とすることには問題があろう」と述べていた（小田中聰樹『統現代司法の構造と思想』（日本評論社、1981年）7-8頁）。

³⁰⁵鯉越前掲注⑬4頁。

³⁰⁶伊佐千尋『裁判員制度は刑事裁判を変えるか』（現代人文社、2006年）90頁。

2 制度の基本的構造

国民の司法参加の制度を導入するとしても、具体的に、陪審制度とするか、それとも、参審制度とするかは、議論が分かれるところであった。

(1) 法曹三者の主張の変遷

まず、第1ステージにおける議論での法曹三者の主張の変遷に着目することとする。

具体的な議題が確定する論点整理以前の第8回審議会（1999年12月8日）での法曹三者からのヒアリングでは、最高裁と日弁連は、国民の司法参加の制度について積極的に主張を行った。ここでは、最高裁は、陪審制度については消極的な態度を、参審制度については必ずしも消極的ではない姿勢を示した。一方、日弁連は、陪審制度と参審制度の両方の導入を強く主張した。日弁連は、当初、陪審制度であれ参審制度であれ、国民の司法参加の制度の導入が実現されることが重要であると考えており、具体的には、刑事重罪事件と国家賠償請求事件について陪審制度を、少年事件に参審制度を導入し、順次これを拡大していくべきであると主張していた（本誌第8号111-112頁）。

その後、日弁連は、2000年3月17日に、「陪審制度の実現に向けての提言」を発表したが、そこでも、参審制度について、陪審制度とほぼ併記する形で導入を積極的に主張していた（本誌第8号115-116頁）。しかし、同年9月に入り、日弁連は、参審制度に関する主張を大きく変えることになる。

第30回審議会（2000年9月12日）での法曹三者からのヒアリングにおいて、日弁連は、それまでのような参審制度に関する主張を一切行わず、むしろ、口頭での意見陳述において、参審制度の意義を明確に否定する³⁰⁷とともに、陪審制度の導入を強く主張した³⁰⁸。一方、最高裁は、陪審員の事実認定に、裁判官に対する拘束力を認めないような形態の陪審制度、または参審員が評

³⁰⁷ただし、配布資料において、「なお、分野によっては参審制度の方が適するものもあり、そのような分野には参審制度を導入すべきです」との記述もあり、参審制度の導入を完全に否定していたわけではなかった（日本弁護士連合会「国民の司法参加」に関する意見（司法制度改革審議会第30回配布資料））。

決権を有しない参審制度の導入を提唱した（本誌第 8 号117-120頁）。

この日弁連の急激な態度の変化は、この審議会の 2 日前の新聞報道³⁰⁹を受けてのものであると考えられる。この記事によれば、最高裁は、刑事重大事件の裁判や一部の民事裁判に、国民の中から選任された参審員（意見表明はできるが評決権を持たないとされる）が裁判官とともに審理する参審制度の導入を提言する方針を決定したという。そこで、日弁連としては、最高裁が参審制度を容認するのであれば、参審制度はほぼ実現可能であると考えて、より要求水準を高めて、裁判官を事実認定過程から排除する陪審制度の導入の提言に専心するよう、方針を転換したものと思われる。

ところで、法曹アクターの 1 つである法務省は、第 1 ステージにおいて、公式的には、制度の基本的構造に関して態度を明確に示さなかった。第 8 回審議会で、法務省は、説明では国民の司法参加の制度の導入に関しては言及することなく、質疑において初めて、陪審制度であれ参審制度であれ、導入されても省としては困るところはないとの意思を示した（本誌第 8 号111頁）。また、第 30 回審議会では、諸外国の陪審制度・参審制度の一般的な説明と憲法上の問題を摘示するだけで、質疑においてようやく、司法参加の制度の導入は基本的には政策選択の問題であり、陪審制度の導入であっても、省としては反対するものではないと述べた（本誌第 8 号118-119頁）。

法務省は、どのような構造の制度の導入が望ましいかについて、審議会では、一切、意見を表明しなかった³¹⁰。しかしながら、審議会での議論の終盤になると、参審制度の導入に傾き始め、最高裁の参審制度構想を変更させるに至る。そして、そのことは、機関としての公式の発表ではなく、新聞報

³⁰⁸日弁連は、陪審制度と参審制度とは参加の理念が大きく異なり、参審制度では裁判官が裁判の主導権を持ち続けることになるので、参加の制度として導入すべきではないと主張して、態度を変更した。

³⁰⁹朝日新聞2000年9月10日朝刊1面の「最高裁、「参審制」提言へ 評決権ない形で国民の司法参加を容認」と題する記事である。

³¹⁰陪審制度に反対であるとの立場を明確に打ち出さず、しかしながら、陪審制度導入の方向には問題があると述べる法務省の態度を、丸田隆教授は、きわめて「したたか」と評している（丸田前掲注(9)86頁）。

道として現れる。具体的には、法務省が参審員に評決権を認める形での参審制度の導入を支持し、最高裁と意見交換を始めることが、2001年1月6日に報道され、19日には、評決権なき参審制度を提唱してきた最高裁が、評決権を容認することが報じられた（本誌第 8 号130-131頁）³¹¹。

明確な見解表明を避けてきた法務省が、第 1 ステージの後半で、評決権を認める参審制度を非公式的に提唱し、参審制度の導入という点で意見を同じくしていた最高裁を動かし、最終的に、評決権を認めた参審制度の導入が、法曹三者の中で、法務省と最高裁という 2 つのアクターによって支持されることとなった。

この法曹三者の主張の変遷をまとめると、次のとおりである。当初、陪審制度と参審制度の両方の実現を目指していた日弁連が、最高裁の評決権なき参審制度導入の提唱を受けて、陪審制度の導入のみを主張するように態度を硬化させた。そして、その後、黙考していた法務省が評決権を認めた参審制度の導入を提唱するや、最高裁は、態度を軟化させ、評決権を認めた形での参審制度の導入を容認した。そして、最終的に、審議会は、裁判員と裁判官の協働の参加という参審型の司法参加制度の導入を提言するに至る。このように見るならば、参審型という裁判員制度の基本構造について、最も強い影響力を行使したのは、法務省であるといえよう。

(2) 中間報告までの審議会での議論

審議会では、陪審制度に対しては、高木、中坊、吉岡の各委員が積極的に導入すべきと主張し、賛意にやや温度差があるものの、鳥居委員も導入に賛成する一方で、石井、井上、竹下、水原、山本の各委員が導入に消極的な意見を示し、また、北村・曾野両委員は、導入に明確に反対の意思を示していた。一方、参審制度の導入に対しては、石井、井上、北村、山本の各委員が積極的な態度を示し、同じく鳥居委員も賛成する一方で、高木委員が消極的な態度を示し、曾野、中坊、吉岡の各委員は、明確に反対していた。このうち、石井委員は、当初、最高裁が主張していた評決権なき参審制度が望まし

³¹¹朝日新聞2001年1月6日朝刊、読売新聞2001年1月19日朝刊。

いと主張する一方、井上・北村両委員は、参審制度であれば参審員に評決権を認めるべきであると主張していた。曾野委員は、陪審制度であれ参審制度であれ、国民の司法参加の制度の導入そのものに強く反対していた³¹²。

第32回審議会（2000年9月26日）の時点での13名の委員の意見分布は、陪審制度については、賛成4名一反対7名であり、参審制度については、賛成5名一反対4名であった。態度を明確に表明しなかった委員を含めて、多数決で採決すれば、陪審制度の導入は賛成少数で否決され、参審制度の導入は可決されることになる。しかしながら、ここで決を採り、参審制度が審議会委員の多数意見であることが確認されたとしても、賛否がわずか1名という僅差であり、その後の議論を進めることが困難にもなりかねない。もともと陪審制度を導入すべきとする委員も、参審制度を導入すべきとする委員も、国民の司法参加の制度を導入すべきであるという点では、意見は同じであった。そこで、佐藤会長をはじめ、井上委員や藤田委員が率先して、陪審制度の導入の賛否という形での議論にならないように、議題を意識的に設定した（本誌第8号122頁）³¹³。

その結果、中間報告では「陪審・参審制度にも見られるように、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、訴訟手続において裁判内容の決定に主体的、実質的に関与していくことは、司法をより身近で開かれたものとし、裁判内容に社会常識を反映させて、司法に対する信頼を確保

するなどの見地からも、必要であると考え。今後、欧米諸国の陪審・参審制度をも参考にし、それぞれの制度に対して指摘されている種々の点を十分吟味した上、特定の国の制度にとらわれることなく、主として刑事訴訟事件の一定の事件を念頭に置き、我が国にふさわしいあるべき参加形態を検討する」と述べられることになり³¹⁴、第1ステージの第2ラウンドの段階で、その形態はともあれ国民の司法参加の制度を導入することが、ほぼ確定した。この中間報告の記述については、次の3つの点に注目すべきであろう。(1)採用すべき参加制度として、陪審制度と参審制度のどちらか一方を挙げるのではなく、両方が併記されており、陪審制度導入論者も参審制度導入論者も首肯できるものとなっている。(2)陪審制度や参審制度を参考にしつつも、わが国にふさわしい形態を検討すべきとされている。(3)「広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、訴訟手続において裁判内容の決定に主体的、実質的に関与していく」という表現が、陪審制度導入論者も参審制度導入論者も承服できるものになっている。特に、(3)に関して、この表現であれば、「分担」という部分に重点を置けば、裁判の過程を事実認定と量刑とに大別し、前者を一般の国民が、後者を裁判官が別々に担当する陪審制度の導入を予定する意見であると解釈しうる一方で、「協働」という部分に重点を置けば、一般の国民と裁判官とが合議体を構成し、裁判を協働して行う参審制度の導入を予定する意見であると解釈しうる。国民の主体的・実質的な参加という部分についても、裁判官に代わって、国民が陪審員として裁判の過程に主体的に参加する制度を構想しているとも読むことができる一方で、参審員としての裁判への参加も、国民の主体的・実質的な参加であると評価しうる。

つまり、中間報告には、陪審制度導入論と参審制度導入論との対立を止揚しつつ、国民の司法参加の制度を導入することについての委員間で形成された合意を確定的なものにするという意義があったと評価できよう。議題の設定方法如何では、陪審制度導入論者をすべて対抗者と位置づけたうえで、少

³¹²曾野委員は、国民の司法参加を議題とする第30回と第31回の審議会を欠席しており、司法参加の制度に関する審議に初めて出席したのは、この議題を扱う最終日である第32回であった。第32回審議会は、すでに2回の会議で、参加制度を導入することについて、委員間で暗黙の合意が形成され、それを前提としたうえで、どのような参加の形態が望ましいかを議論する段階になっていたが、そこで、曾野委員が司法参加反対論を唱えても、もはや時期を逸した主張であり、一顧だにされることはなかった（本誌第8号124頁）。

³¹³例えば、第31回審議会において、陪審制度の導入を強く主張していた高木・吉岡両委員に対して、井上・藤田両委員は、陪審制度と参審制度のいずれかでなければならないという議論を避けるよう、議論の方向を修正しようとしている（司法制度改革審議会第31回会議録）。

³¹⁴司法制度改革審議会前掲注(32)62-63頁。

数の（それでも、相対的には多数の）委員のみで参審制度導入を検討せざるを得ない状況もありえた。そのような事態を避け、より多くの委員の賛同の下で司法参加の制度の導入を推進するため、一時的に陪審制度と参審制度との対立を乗り越える必要があった。そのために、中間報告では、陪審制度導入論者も参審制度導入論者も許容できるような工夫された表現になっていたと考えられよう。

(3) 審議会第3ラウンドでの議論

第2ラウンドまでで、その形態はともあれ、参加制度の導入が決まり、具体的な参加制度の形態の検討が進められるようになった。しかしながら、第3ラウンドの議論に入っても、具体的な参加制度の形態に関しては、まとまる気配はなかった。

特に、高木・吉岡両委員は、事実認定から裁判官を排除する陪審制度の導入を強く主張していた。一方、参審型の制度が望ましいと考えていた北村委員や山本委員は、参審制度の導入には固執せず、基本的な形態が裁判官と裁判員³¹⁵との協働の制度であれば、それ以外の点（例えば、選任方法や任期制の有無など）では、参審制度におけるものではなくともよいと考えており、このような柔軟な姿勢は、次第に、第2ラウンドでは参審制度の導入への賛意を明示していなかった竹下会長代理や藤田・水原両委員の支持を獲得するようになった。

つまり、第2ラウンドまででは、陪審制度導入論と参審制度導入論とが対立していたが、第3ラウンドに入って、あくまで事実認定から裁判官を排除する陪審制度とすべきとする意見と、裁判官と裁判員とが協働する参審型の制度（それは、必ずしも参審制度でなくてもよい）とすべきとする意見³¹⁶との対立へと、構造が変化していった。

陪審制度の導入か参審型の制度の導入かをめぐる議論に決着をつけたのが、

³¹⁵前述のとおり、第43回審議会でも松尾教授によって「裁判員」という呼称が提示されて以降、陪審員でも参審員でもない参加する国民を指す語として裁判員という語が定着し、審議会の委員間でも用いられるようになった。

第45回審議会（2001年1月30日）の中坊委員の主張の変更であった。

これまで、現行裁判否定論／民主主義的基礎づけ説に立って、陪審制度を導入すべきと強く主張する委員は、高木、中坊、吉岡の3名であった³¹⁷。第45回審議会においても、高木・吉岡両委員は、事実認定から裁判官を排除する陪審制度の導入を強弁したが、しかしながら、中坊委員は、この主張に与しなかった。中坊委員は、高木・吉岡両委員と協調して陪審制度導入に執着するという選択肢も採ることができたにもかかわらず、ここでは、敢えて、参審型の制度の導入を黙認した。この中坊委員の主張の変更によって、事実認定から裁判官を排除する陪審制度の導入は、事実上、制度設計の議論から消滅したといえよう。

もっとも、中坊委員は、陪審制度の導入を単に断念したわけではなかった。第43回審議会でも、中坊委員は、参審型の制度の導入を認める代わりに、「裁判員の方が絶対的多数で決められるという形のものにならないといけない」ので、裁判員の員数を増やすべきであると主張した（吉岡委員もそれに同調した、本誌第8号133頁）³¹⁸。また、第51回審議会（2001年3月13日）では、高木委員は、裁判員を裁判官の数倍にすることなどを内容とする「裁判員制度」について（説明資料）と題する文書を提出した。

高木、中坊、吉岡の各委員は、事実認定から裁判官を排除する陪審制度の導入を断念したものの、官民協働の参審型の制度における合議体の構成に関して、裁判官の員数をより少なく裁判員の員数をより多くすべきと主張する

³¹⁶参加する裁判員に評決権を与えるべきか否かという議論の対立（第2ラウンドまでで、石井委員は認めるべきでない、井上・北村両委員は認めるべきであると主張していた）は、2001年1月以降、最高裁が評決権を認める形での参審制度の導入を容認することが報じられたこともあり、第3ラウンド以降は、すでに問題とはならなくなっていた。両者は、陪審制度ではなく、官民協働の参審型の参加制度を支持するという点で、結束したのである。

³¹⁷鳥居委員も、陪審制度の導入に積極的な立場であったが、他の3名の委員と比較すると、その賛意に温度差があり、また、発言の趣旨からは、現行裁判否定論／民主主義的基礎づけ説に基づき賛成するものであったとはいえないと思われる。

³¹⁸司法制度改革審議会第43回議事録。

よう方針を変更した。これは、形式的には、陪審制度の導入をあきらめつつも、合議体における裁判官の見込まれる影響力を事実上極小化することにより、実質的に陪審類似の制度の実現を企図しようとするものであったといえよう。

高木、中坊、吉岡の各委員は、裁判官と裁判員とを対立的なものにとらえたいうえで、裁判員が裁判官の意見に影響されないようにするために、裁判官の員数をより少なく、裁判員の員数をより多くすべきであると主張した。一方、石井、北村、水原の各委員は、裁判官と裁判員とを対立するものとしてではなく、協働すべきものとしてとらえ、同数程度が望ましいと主張した。裁判官と裁判員とを対立的なものにとらえる前者の立論には、陪審制度導入論の残滓を見ることができよう³¹⁹。

結局、裁判官と裁判員の員数をめぐる議論は、委員間での合意が形成されず、最終的には、意見書は、「一つの裁判体を構成する裁判官と裁判員の数及び評決の方法については、裁判員の主体的・実質的関与を確保するという要請、評議の実効性を確保するという要請等を踏まえ、この制度の対象となる事件の重大性の程度や国民にとっての意義・負担等をも考慮の上、適切な在り方を定めるべきである」と述べるにとどまることとなった³²⁰。

要するに、制度の基本的構造に関しては、当初は、陪審制度を導入すべきか、それとも参審制度を導入すべきかという点で議論が対立していたが、次第に、争点は、陪審制度の導入に固執するか、それとも官民協働の参審型の制度の導入を目指すかに移り、後者が審議会の議論の趨勢となるや、裁判官と裁判員の員数をめぐる議論へと、争点が移っていった。そして、審議会に

³¹⁹なお、第45回審議会では、鳥居委員も多様な意見を反映させるためという観点から、裁判員の員数をより多くすべきであると主張していたが、他の委員と意見がかみ合っていたとはいえなかった（本誌第8号134頁）。これは、他の委員が、陪審制度の導入か参審型の制度の導入かをめぐる議論の延長で、裁判官と裁判員の員数について論じていたのに対して、鳥居委員のみが、陪審制度や参審型制度へのコミットメントなしに、制度を構想していたためであろう。

³²⁰司法制度改革審議会前掲注(7)103頁。

おいては、裁判官と裁判員の員数を決めるには至らなかった。

(三) 第2ステージにおける主な争点

3 合議体の構成

(1) 検討会第2ラウンドでの議論

第1ステージにおいて、国民の司法参加の制度の基本的構造について、裁判官と裁判員とが協働する参審型の制度とすることで確定したものの、合議体の構成に関しては、意見書は、裁判員の主体的・実質的関与の確保と、評議の実効性の確保という2つの要請を挙げるのみで、裁判官と裁判員の員数を具体的にどうするか、枠組みを定めなかった。

合議体の構成に関する法曹三者の基本的な立場は、第7回検討会（2002年9月24日）でのヒアリングで明らかになった。ここでは、最高裁と法務省は、ともに、多人数で構成される合議体であっては、濃密で実質的な議論を行うことは困難であるので、小規模な合議体³²¹であるべきと主張する一方、日弁連は、裁判官の員数を裁判官の員数の3倍以上とすべきであると主張した。最高裁・法務省は、裁判官と裁判員とを合わせた合議体全体の員数（裁判官と裁判員とが協力して、合議体全体でいかに実質的な議論をするか）に注目する一方、日弁連は、裁判官と裁判員のそれぞれの員数をどうするか（裁判員に対する裁判官の影響力をいかに小さくするか）を重視していた。

日弁連は、2002年秋の段階で、会全体としては、具体的に員数を挙げていなかったが、日弁連の司法改革実現本部は、7月31日に、裁判官2人—裁判員9人とすべきと主張していた。司法改革実現本部は、合議体において、新たに加わる裁判員を裁判官に代わりうる存在として位置づけたうえで、裁判官は、評議の司会役と意見を述べる主体の2人で十分であり、現行の3人から1人を減らすべきであるとしていた³²²。

³²¹最高裁は、「コンパクトな合議体」と、法務省は、「少人数の合議体」と呼んでいた。

³²²日弁連司法改革実現本部前掲注(四)30-31頁。

以下では、検討会で、どのように議論が展開していったのかについて、事務局や座長などから示された文書や、検討会での委員間の議論を通じて、概観することとしよう。

検討会で最初に示された文書は、第13回検討会（2003年3月11日）に推進本部事務局によって提出されたたたき台である。ここでは、合議体の構成について、裁判官3人—裁判員2ないし3人とするA案と、裁判官1ないし2人—裁判員9ないし11人とするB案の2案とが併記された。これらは、検討会では、合議体全体の大きさに着目して、前者が「コンパクト型」と、後者が「ワイド型」と呼ばれることがあったが、裁判官と裁判員の構成比に着目すれば、前者は裁判官と裁判員とがほぼ同数の対等型である一方、後者は、裁判官に比べ裁判員の員数が圧倒的に多い偏頗型であるとも評価しうる。

事務局の用意したたたき台に示されていたのは、裁判官と裁判員の員数についての2つの組み合わせであった。このたたき台に沿って議論するのであれば、裁判官と裁判員の各員数の組み合わせについて、二者択一の議論を行うことになるはずであったが、井上座長は、敢えて、A案とB案のいずれを選択すべきかについて議論するのではなく、裁判官の員数を先に議論した後、裁判員の員数を議論することにした（本誌第9号241頁）。

裁判官の員数について、四宮委員のみが1人を主張し、大出・土屋両委員は2人でも3人でもよいとし（大出委員は、井上座長に発言を求められて、2人のほうが好ましいと述べた）、池田、酒巻、高井、樋口、平良木、本田の6名の委員が3人を主張した（本誌第9号241-243頁）。ここで、裁判官1人案を支持する委員がわずか1名であり、2名の2人案支持者も当初から3人案を許容しており、残る6名の委員が積極的に3人案を支持するという検討会委員の意見分布が明確になった。その結果、特に決を採ることなく、これ以降の議論では、裁判官を3人とすることが、検討会委員の共通認識となった。

井上座長が裁判官と裁判員の員数を別々に議論するよう議題設定した理由については、座長本人は明言していないものの、おそらく、裁判官の員数については、委員間の意見の対立はあまり見られない一方で、裁判員の員数に

については、大きな対立が見られたため、容易に合意が形成される前者を先行して議論することが合理的であると考えたものと思われる。

次いで、裁判員の員数へと議論が移ったが、10人程度（四宮委員）、6人（大出・土屋両委員）、5人（高井委員）、3人あるいは4人（平良木委員）、3人（本田委員）、2人（樋口委員）、「ある程度人数の小さいところ」（池田委員）と、委員の意見は分散した。そして、第13回検討会は、裁判員の員数について合意が得られないまま、終わることとなった（本誌第9号243頁）。

その後、日弁連は、2003年5月20日、「裁判員制度「たたき台」に対する意見」で、たたき台のB案を支持すると発表した³²³。しかしながら、この時点では、すでに、裁判官を3人とすることについて、検討会のほとんどの委員の意見がまとまりつつあり、裁判官を1ないし2人とするB案が採用される見込みはほぼなかった。

(2) 検討会第4ラウンドでの議論

2003年10月28日の第28回検討会で、井上座長によって示された座長ペーパーは、それまでの検討会での議論を踏まえ、この段階で考えられる制度の概要の一案を取りまとめたものとして位置づけられていた（本誌第9号254-255頁参照）。

合議体の構成については、裁判官3人—裁判員4人とするものとするとの文の後、「ただし、検討会における議論を踏まえると、5ないし6人とすることも考えられるので、なお検討を要する」と付記されていた。裁判員の員数については議論の余地がある一方、裁判官を3人とすることについては、これまでの検討会での議論でおおむね合意が形成されたため³²⁴、裁判官1

³²³日本弁護士連合会前掲注(四)1頁。裁判員の員数については、国民の健全な社会常識を反映させるためには、少なくとも10名前後の裁判員が各自の知識経験に照らして意見を述べ、それらの評議を通じて裁判所としての1つの認識・意思を形成する必要があり（この程度の員数であっても、評議を行ううえで格別支障はないという）、また、裁判官の員数については、3人が必須不可欠なものとはいえず、むしろ、3人を所与の前提とする考え方は、「従来どおりの「裁判官による裁判」を想定し、裁判員を「お飾り」的な存在として位置付けるものであって、正当とはいえない」という（同1-2頁）。

人案や２人案を議題として挙げる必要がないと判断されたものと思われる。

この座長ペーパーの記述に対して、裁判官を１ないし２人とすべきと主張していた四宮委員が強く反発した。四宮委員は、裁判官の員数について、現行の３人から減らすという発想ではなく、国民参加の新しい制度である以上、裁判官の員数もゼロベースで考えるべきだという前提に立ったうえで、裁判官が２人であれば、裁判官同士で徹底的に議論して適正な法律判断に到達することが期待しうると述べた。すると、井上座長は、四宮委員が、裁判員が中心であって裁判官がそれをサポートするというイメージに立っているとしたりうえで、審議会の意見書は、そのようなイメージではなく、異なるバックグラウンドをもつ裁判官と裁判員とが１つの合議体を構成し、協働して裁判を行うという発想に立っていると説明した³²⁵。そのうえで、裁判員制度が導入されて以降も重大な事件についての裁判官３人による合議体が併存することとのバランスを考える必要性を力説した。

つまり、裁判官の員数について、１ないし２人案と３人案との間には、発想の違いがあった。すなわち、前者が既存の制度にとらわれず、新しい制度をゼロベースで考えている一方で、後者は、現行の裁判官３人の合議体の意義やそれとの均衡を重視していた。

裁判官を２ないし３人とすべきであると主張していた大出・土屋両委員も、

³²⁴座長ペーパーとともに検討会で配布された井上正仁「「考えられる裁判員制度の概要について」の説明」（司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第28回配布資料）３頁では、「裁判官は３人とすべきであるというご意見が大勢であったといえます」と述べられている。

³²⁵裁判員が裁判の主体となり裁判官はそれを補助する役割であるとする見解は、審議会において、高木委員が主唱していた考え方である。高木委員は、第51回審議会での配布資料において、「国民が参加する目的は、法律専門家である裁判官の判断を補完することではなく、「統治主体、権利主体」（「中間報告」）たる国民が自ら「主体的、実質的」（「中間報告」）に判断を下すことにある。参加制度における裁判官の役割は、「自律性と責任感をもって参加することが求められる」（「中間報告」）国民の「主体的、実質的」（「中間報告」）な判断を援助し、その適法性を確保することにある」と述べている（高木剛「裁判員制度」について（説明要旨）」（司法制度改革審議会第51回配布資料）１頁）。

裁判官を２人とするこの意義について説明を行ったが、両委員ともに、２人でも十分であるという認識にとどまり、四宮委員のように２人でなければならぬと積極的に述べたわけではなかった³²⁶。これに対しては、高井・本田両委員は、裁判官はむしろ２人であってはならず、３人でなければならぬと主張した（本誌第９号256頁参照）。

裁判官の員数についての実質的な議論は、第28回検討会において行われたが、これは、専ら、四宮委員と井上座長との間で展開された（四宮委員に対しては、大出委員が、井上座長に対しては、池田、酒巻、高井、本田の各委員と推進本部事務局の辻参事官が、それぞれ助勢した）。合議体に裁判員を加えることに伴い裁判官の員数を減らすことが妥当であるか否かが、ここでの最大の争点であった。井上座長は、裁判官の員数を減らしうると主張は裁判官と裁判員とが代替可能であるという認識を前提にしていると考えられるが、裁判の対象を事実問題・量刑問題・法律問題と分けたときに、法律問題の判断はもちろんのこと、事実問題や量刑問題についても、裁判員は裁判官を代替しうるものではないと述べた。また、具体的に裁判官の員数を減らすとしても、１人としても２人としても、いずれにせよ不合理であるということが、井上座長から示された。すなわち、意見書が裁判官または裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定をすることができないようにすべきとしているため、裁判官を１人とすれば、実質的に、当該裁判官が裁判員の判断に対して拒否権をもつことになり、裁判員裁判の意義がなくなる。一方、裁判官を２人とすれば、法律問題について裁判官の意見が分かれたときに、判断できなくなる³²⁷。このように、裁判官を３人とするこの合理性が示

³²⁶土屋委員は、「私は、……積極的に二人を導入すべきであるという意見とはちょっと違う」と述べ、また、大出委員は、「確かに二人で絶対あるべきだということは言いにくいというふうには私も思わないではないですね。ただ、３人であるということと、二人であるということと、どちらでなければいけないかということと考えたときに、二人でもいいというふうには言えるだろうと私なんかは考えている」と述べており、両委員とも、積極的に裁判官を２人とすべきと主張しているわけではないことは明らかである（原文ママ、司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第28回議事録）。

されたところで、意見の集約をしないままに、裁判官の員数についての議論は終わった（本誌第9号256頁参照）。

裁判員の員数に関しては、第13回検討会と同様に、7人以上（合議体全体で10人以上、四宮委員）、7人前後（全体で10人前後、大出委員）、5人（全体で8人、高井委員）、4人（全体で7人、井上座長、池田・本田両委員）、3人または4人（平良木委員）、3人（酒巻・樋口両委員）と分散したが、議論は、より大きな合議体を志向する大出・四宮両委員と、相対的に小規模な合議体を志向する他の委員との対立という形になった。後者に関しては、井上座長と池田・高井両委員は、評議の実効性を確保する観点から、合議体全体として大きすぎてはならないと主張し、酒巻・樋口両委員は、裁判員制度の理念に立ち返り、裁判官と裁判員とが対等な立場で協働する以上、裁判員の員数を裁判官の員数よりも増やす合理性はないと主張した。この点についても、意見の集約はなされなかったが、裁判員の員数を多くすべきという主張が劣勢にあるのは明らかであった（本誌第9号256頁参照）。

ところで、先述のとおり、2003年12月に入り、民主党（4日、「裁判員制度設計に関する考え方」）、公明党（11日、「裁判員制度設計について」）、自民党（16日、司法制度調査会裁判員制度と国民の司法参加のあり方に関する小委員会の「裁判員制度のあり方について」）が、相次いで、あるべき裁判員制度の構想を発表していた（本誌第9号259-260頁）。

自民党が裁判官3人—裁判員4人程度を主張する一方、公明党は、裁判官2人—裁判員7人を主張した。自民党は、評議の実効性を確保するという観点から、小規模な合議体を志向する一方、公明党は、裁判員制度の意義について民主主義的意義づけ説に立ったうえで、検討会の大出・四宮両委員と同様の発想から、大規模な合議体が望ましいとしていた。裁判員制度に対する

³²⁷これに対して、大出委員は、裁判官を2人としても、そのうちの1人の裁判官がもう1人の裁判官である裁判長の判断に従うものとすればよいと述べたが、これに対して、酒巻・高井両委員と井上座長は、本来判断主体として対等であるはずの裁判官のうち、一方の意見が必ず優先するものとする合理性がないと反駁した。

両党の基本的なとらえ方に大きな隔たりがあったため、前述のとおり、合意形成には困難が伴った（本誌第9号261-264頁）。与党内調整の結果、原則的な合議体として、裁判官3人—裁判員6人とし、例外的な場合（被告人が公訴事実を認めている場合において、検察官、被告人及び弁護人に異議がなく、かつ、事案の性質等を勘案して相当と認めるとき）には、裁判官1人—裁判員4人の合議体とするという案で合意が形成された。

日弁連は、第2ステージの第2ラウンド以降、たたき台、座長ペーパー及び骨格案が示されるのにそれぞれ呼応して、「裁判員制度「たたき台」に対する意見」（2003年5月20日）、「裁判員制度及び刑事裁判の充実・迅速化に関する意見書」（同年12月11日）、「裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化及び検察審査会制度の骨格案に対する意見書」（2004年2月12日）という3つの意見書を発表した。先述のとおり、日弁連は、2003年5月の意見書では、たたき台のB案を支持するとしていたが、検討会では、第4ラウンドの前に裁判官を3人とする事で意見がまとまっていたため、座長ペーパーでは、そもそもたたき台のB案が検討から外されていた。日弁連は、2003年12月の意見書と2004年2月の意見書では、裁判官1ないし2人—裁判員9ないし11人とすべきとしている³²⁸が、この合議体の構成はたたき台のB案として示されたものと同じである。要するに、日弁連は、合議体の構成に関しては、他の多くの論点と同様に、検討会での議論を受けても主張を変更することはなかった。そのような合議体とすべき理由についても、「新しい裁判員制度の設計において、既存の制度である法定合議事件の員数を前提にする必要はな」く、「裁判官3名を前提とすることは、裁判員をお飾りの存在として位置付けるものであって、正当とはいえない」から、裁判官の数を減ずべきであり³²⁹、「裁判員の主体的・実質的参加、多様な意見の反映、国民的基盤の確立、諸外国の例などの観点」からして裁判員の数は9人以上必要であ

³²⁸日本弁護士連合会前掲注(四)4-6頁、同前掲注(四)9-14頁、同「裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化及び検察審査会制度の骨格案に対する意見書」（2004年）4-5頁。

³²⁹日本弁護士連合会前掲注(四)6頁。

る³³⁰などとして、2003年5月の意見書での理由とほぼ同じものを挙げている。ただし、2003年12月の意見書では、第28回検討会での井上座長と四宮委員との激しい議論を踏まえて、井上座長による第28回検討会配布資料「考えられる裁判員制度の概要について」の説明」における仮想的な立論（それは、まさに日弁連が主張しようとしたものと符合するものであった）への批判に対する反論を詳述しており³³¹、また、骨格案公表後の2004年2月の意見書では、裁判官1人—裁判員4人の例外的合議体を採用したことについて、「裁判員の数が多いものの、裁判官の数は1人または2人とすべきであるとした当連合会等の主張を限定的ではあるが採用している点で評価できる」とも述べている³³²。特に、前者に関して、ここでの記述が、第2ステージ後期の日弁連の裁判員制度に対するとらえ方を理解するうえで、大変に興味深い内容になっている点に注目したい。すなわち、日弁連は、公式的に、(1)裁判員と裁判官とを対立・対抗関係として考えるものではないということ³³³と、(2)裁判官は裁判員の補助にとどまると考えるものではないということ³³⁴を示した。

なお、第2ステージでの影響力を有するアクターではないが、合議体の構成について、民主党は、裁判官1人（総括裁判官クラスのベテラン1人、補

³³⁰日本弁護士連合会「裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化及び検察審査会制度の骨格案に対する意見書」3頁。

³³¹日本弁護士連合会前掲注(4)3-9頁。

³³²日本弁護士連合会前掲注(4)4頁。この意見書は、「裁判官1人制の採用は、将来的展望から見ても非常に重要な選択であると考えられる。即ち、限定的とはいえ採用された裁判官1人制の裁判の運用実績次第で、原則形態への適用の展望の可能性を秘めている」と続けている（同頁）。

³³³「当連合会の上記意見は、「裁判員と裁判官とはグループとして対立・対抗する関係に立つ—特に、裁判官が自分達の意見を押しつけようとするのに対して、裁判員は数で対抗するしかない—といった捉え方」（座長説明〔筆者注：井上座長による第28回検討会での配布資料「考えられる裁判員制度の概要について」の説明」（井上前掲注(4)）を指す）8-9頁）に基づくものではない」としている（日本弁護士連合会前掲注(4)3頁）。すなわち、裁判官と裁判員とが対立する関係であるという考え方を採らないと日弁連が明言している点に注意されたい。

助的な仕事を行うロークラークとしての判事補1人を付すこともできるとする）—裁判員10名前後とすべき³³⁵と、共産党は、裁判官1人（多くとも2人とする）—裁判員9人以上とすべき³³⁶と、それぞれ主張しており、員数の点では、日弁連の主張に近いといえる。ただし、これらの政党の基本的な考え方が日弁連のそれと同じであったとはいえない。例えば、民主党は、「裁判員制度における裁判官の役割は、法律専門家としての知識と経験を生かし国民の責任ある自律的判断をサポートすることである」とし³³⁷、裁判員を中心とし、裁判官をその補助者として位置づけているが、これが前述の第2ステージ後期の日弁連の見解とは異なることは明らかである（審議会の意見書の基本的な考え方とも異なる）。

第3ステージにおいて、民主党と共産党は、合議体の構成について、政府・与党に修正を求めたが、制度の本質とも密接にかかわるものであり、与党内での相当な困難を乗り越えて形成された合意であったため、この点の修正はできなかった。民主党は、当初、所属議員に衆議院の本会議質問で裁判官1人—裁判員10名前後の合議体とすべきと主張させていた（本誌第10号124-126頁）。その後、党内での議論において裁判員の員数を7人とする修正を求めることでまとまった（本誌第10号144頁）ものの、最終的には、合議体の構成に関する修正の要求を断念した。一方、第3ステージの後半から登場した共産党は、参議院の委員会質疑の終局後に、裁判官1人—裁判員9人とする修正案を提出したが、裁判官の員数を減らし裁判員の員数を増やすべきという点で同様の主張を行っていた民主党からの賛成すら得られず、委員会段階でこの修正案は否決された（本誌第10号162頁）。

³³⁴「当連合会の上記意見は、「裁判員が中心ないし主役であり、裁判官はそれを補助する役割にとどまるとい捉え方」（同〔筆者注：前注と同じく井上座長による第28回検討会配布資料（井上前掲注(4)）を指す）9頁）に基づくものでもない」としている（日本弁護士連合会前掲注(4)4頁）。すなわち、裁判員が主役であるという考え方を採らないと日弁連が明言している点に、注意されたい。

³³⁵辻前掲注(4)385-386頁。

³³⁶前掲注(4)59頁。

³³⁷辻前掲注(4)385頁。

4 独立評決制の可否

制度設計の各段階では、複数のアクターによって、一定の場合に裁判官を含まず裁判員のみで評決を行う独立評決制を設けるべきであるとの提案がなされた。この提案は、第1ステージの後半から出されるようになり、審議会の意見書では、採用されなかったものの、明確に否定もされなかったため、第2ステージでも議論が繰り返された。しかしながら、主要なアクターのほとんどが支持しなかったため、第2ステージの段階で、自然に議論されなくなった。

この提案が初めて公式に示されたのは、第51回審議会（2001年3月13日）における高木委員によるペーパーにおいてであった。高木委員の独立評決制案は、「裁判員の主体性・自律性という考え方を貫徹するため、一定の場合に、裁判員のみで評決する仕組み（裁判員の独立評決）も備えておく」というものであった（本誌第8号135頁参照）³³⁸。独立評決が行われる場合として、具体的には、被告人または検察官が裁判員のみによる判断を求めたときや、政治犯罪、公務員の職務に関する犯罪、表現の自由に関する犯罪など（公務員である裁判官が関与することが相当でないと思われる事件であるとされていた）が挙げられていた。高木委員の独立評決制構想は、裁判員が有罪・無罪の判断のみを行い、量刑の判断を行わないものとし、また、評議には裁判官の関与を認めうる³³⁹というものであった。

つまり、独立評決制とは、一定の場合に裁判員のみで有罪・無罪の判断を行い（裁判官を評議から排除しないとしても、事実認定についての評決からは排除する）、かつ、量刑は専ら裁判官に委ねるというものであり、陪審類似の制度であるといえよう。この提案の趣旨からも明らかなように、独立評決制の提案は、第1ステージの後半で、陪審制度ではなく参審型の制度が導

入されるということが確定した段階において、陪審制度の導入に敗れたアクターの一部が、なおも陪審制度の導入に執着したことから生まれた、陪審制度導入論の残滓であるとみることができる。

高木委員の提案に対しては、吉岡委員を除き、他の委員から賛同を得ることとはなく、審議会意見書にも盛り込まれなかった（高木委員が検討すべき「将来的な課題」として挙げるよう求めたのに対して、そのような形での掲載すら認められなかった³⁴⁰）。

その後、日弁連の司法制度改革実現本部は、2002年7月31日に公表した「裁判員制度」の具体的な制度設計要綱で、審議会の高木委員の提案した独立評決制を、「裁判員の「主体的・実質的」な判断をより徹底して確保しようとするものであり、意見書が提案している裁判員制度の基本的趣旨に合致するものである」と評価したうえで、審議会での「議論の経過からすると、独立評決制を少なくとも近い将来実施することまで否定されていないと考えられる」とした。具体的に、対象犯罪を、準起訴手続対象犯罪、公務執行妨害、名誉毀損やわいせつの概念が争われる表現の自由に関する犯罪等とし、裁判官1人—裁判員12人によって、事実認定は裁判員のみ、量刑は裁判官と裁判員との合議とし、通常の裁判員裁判と選択できるものとする（対象事件が裁判員裁判の対象外であれば、裁判官裁判との選択とする）という制度を提案した³⁴¹。

しかし、前述のとおり、この意見書は、第7回の検討会（法曹三者ヒアリング）で資料として配布されたものの、日弁連の意見陳述者である山田幸彦日弁連司法制度改革実現本部副本部長は、この意見書の内容すべてが日弁連の案として固まったものではないことを理由に、詳述しなかったため、独立評決

³³⁸高木前掲注(四)1頁。

³³⁹評議への裁判官の関与について、高木委員の提出した資料には「さらに検討を要する」と書かれていたが（高木前掲注(四)7頁）、審議会での実際の議論では、高木委員は、裁判官の関与を認める趣旨の発言を行っている。

³⁴⁰司法制度改革審議会第60回議事録。井上委員が、将来的に純粋な陪審制度を検討する際に、意見書に独立評決制を検討すべきとあれば、かえって議論を狭める可能性があるとして述べ、高木・吉岡両委員のそれ以上の発言を抑えた。

³⁴¹日弁連司法制度改革実現本部前掲注(四)52頁。なお、この意見書の同頁には、「日弁連も、2001年5月1日に、独立評決制を設けるよう要請している」とあるが、これについては、公表されている資料等では確認できなかった。

制は、検討会では一度も提案されることはなかった（本誌第 9 号 238-240 頁参照）³⁴²。

ここで注目しておきたい点は、日弁連そのものは、公式には、独立評決制について、一度も提案することはなかったということである。独立評決制が事実上の部分的な陪審制度であるため、意見書が裁判官と裁判員とが協働する参審型の制度を導入することを提言した以上、第 2 ステージにおいて、かつて、陪審制度の導入を支持した中心的なアクターである日弁連ですら、裁判員制度の意義と大きく異なる独立評決制の提案に与することはできなかつたのであろう。

なお、民主党は、第 1 ステージでは独立評決制を設けるべきと主張していた（本誌第 8 号 137 頁）³⁴³が、第 2 ステージ以降は、独立評決制を主張しなくなった。

5 評決の方法

訴訟手続に関する判断及び法令の解釈に関しては、裁判官の専権とし、その過半数の意見によるものとするという点については、争いはなかった。問題は、有罪・無罪の決定及び量刑の判断に関する裁判官・裁判員の評決のあり方である。

意見書は、制度設計の際の留保事項として、「裁判官と裁判員とが責任を分担しつつ協働して裁判内容を決定するという制度の趣旨、裁判員の主体的・実質的関与を確保するという要請を考慮すると、少なくとも、裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定（有罪の判定など）をすることはできないようにすべきである」としていた³⁴⁴。

検討会において評決の方法について実質的な議論が行われたのは、第 2 ラ

ウンド以降であったが、単純多数決とすることについては、第 1 ラウンドの第 4 回検討会（2002 年 6 月 11 日）において、ほとんどの委員がこれを支持し、異論が示されなかったことにより、ほぼ確定していた。

2003 年 3 月 11 日に示されたたたき台では、「裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数であって、裁判官の 1 名以上及び裁判員の 1 名以上が賛成する意見によらなければならないものとする」とする A 案、「裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数の意見によるものとする。ただし、被告人に不利な裁判は、過半数であって、裁判官の 1 名以上及び裁判員の 1 名以上が賛成する意見によらなければならないものとする」とする B 案、「裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数の意見によるものとする。ただし、被告人に不利な裁判は、過半数であって、裁判官の過半数及び裁判員の 1 名以上が賛成する意見によらなければならないものとする」とする C 案の 3 案が示された³⁴⁵。A 案と B 案・C 案との違いは、被告人に不利な判断を裁判官または裁判員のいずれか一方のみで決めることができるか否かという点にある。

これに対して、第 14 回検討会で、被告人に不利な評決をする場合には、3 分の 2 以上の特別多数決とすべきであると四宮委員が主張したものの、酒巻委員が直ちに反論し、井上座長や平良木・本田両委員らが酒巻委員に同調し、四宮委員の提案に賛同する者はなかった。四宮委員が、裁判員が参加することにより決定にバラツキが生じることと、決定を慎重にする必要があることを理由に、3 分の 2 以上の特別多数決とすべきと主張したのに対して、酒巻委員は、評決の要件を加重するという案は、「裁判員の方の一人一人の、事実を認定したり量刑判断をしたりする能力が、職業裁判官と違って、……職業裁判官より劣っているということを前提にしないと出てこないのではないか」と述べ、反対した（本誌第 9 号 244 頁参照）³⁴⁶。

³⁴²同じく第 7 回検討会では、高木委員の出身母体である連合から長谷川裕子労働法制局長が招致され、独立評決制を支持する陳述をしている。

³⁴³「司法制度改革への意見」（2000 年）。

³⁴⁴司法制度改革審議会前掲注(7)103-104 頁。

³⁴⁵「裁判員制度について」（司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第 13 回配布資料）2 頁。

³⁴⁶司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第 14 回議事録。

日弁連は、原則として全員一致とし、評議と投票を繰り返しても意見の一致をみないときなど一定の場合にのみ、3分の2以上の多数決とし、ただし、死刑選択の場合には、全員一致を要するという案を主張した。何人にも合理的の疑いを残さないためにも有罪とするには全員一致を原則とすべきであって、多数決によるとすれば、最初の評決で多数意見がまとまった場合に、真剣な議論が期待できなくなるおそれがある（全員一致を要求することにより、より深い評議が期待できる）というのが、提案の理由であった。この点に関しても、日弁連は、検討会での議論を受けても、その後、主張を変更することはなかった³⁴⁷。

与党である自民党と公明党は、現行の合議体における評決方法（単純多数決）との整合性を考慮して、基本的には、裁判官・裁判員双方の意見を含む単純多数決制を主張し、死刑判決についても特別な扱いを行うべきとはしなかった³⁴⁸。一方、民主党は、裁判官・裁判員双方の意見を含む3分の2の特別多数決を主張し、共産党は、当初、合議体全体の単純多数決を主張していた³⁴⁹が、第3ステージの終盤（参議院法務委員会での質疑終局後）には、裁判員法案に対して、評決を3分の2以上の特別多数決により、死刑選択の場合は全員一致とすべきとする修正案を提出した（本誌第10号162頁）。

たしかに、酒巻委員が指摘するように、現行の裁判官のみによる裁判では、単純多数決で評決を行っているが、裁判員が参加することにより評決の要件を加重しなければならないとすれば、裁判員が事実認定や量刑についての判断能力が劣っているということを前提とせざるをえない³⁵⁰。裁判の精度の

³⁴⁷日本弁護士連合会前掲注(四)4-6頁，同前掲注(四)9-14頁，同前掲注(三)4-5頁。

³⁴⁸自民党について、前掲注(四)16頁（辻前掲注(四)364-365頁），公明党について、辻前掲注(四)379頁。

³⁴⁹この共産党の提案は、裁判官または裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定をすることはできないようにすべきとする意見書の制度設計の際の留保事項を無視するものである。共産党としては、合議体の構成について、裁判官を1人とすべきと考えており、裁判官1人以上の賛成を要するとすれば、この1人の裁判官に評決に関する事実上の拒否権を認めることになるため、この留保を排したうえで合議体全体の単純多数決とすべきと主張していた（前掲注(四)59頁）。

劣化を防止するために、評決要件を加重するのであれば、そもそも現行の裁判制度が十分に機能している以上、敢えて、裁判員の参加により新たに精度を劣化させるような改革そのものが否定される。つまり、（裁判員の能力が裁判官に劣るということを前提とする）劣化防止のための評決要件の加重であれば、裁判員制度そのものを導入しないほうがよいという帰結になる。また、裁判官と裁判員との関係について、協働すべき対等な主体と位置づける以上は、評決要件を加重することの合理性は説明できない。しかも、裁判員制度の導入後も、裁判官のみによる裁判は存続し、そこでは、単純多数決による評決が行われることになるが、そうであればなおさら、裁判員裁判において評決要件を加重することとの整合性が問題となる。

評決要件を加重すべきという主張は、裁判員制度の意義そのものをも否定する議論につながりかねないものであったため、検討会の多くの委員の支持を得ることはなかった。結局、座長ペーパーは、「裁判は、裁判官と裁判員の合議体の員数の過半数であって、裁判官の1名以上及び裁判員の1名以上が賛成する意見によらなければならないものとする」とし、骨格案・法案ともに、座長ペーパーの案が維持されることとなった。

6 対象事件の範囲

意見書は、裁判員の参加する刑事裁判の対象事件について、国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい法定刑の重い重大犯罪とすべきであると、さらに踏み込んで、「法定刑の重い重大犯罪に関しては、例えば、法定合議事件、あるいは死刑又は無期刑に当たる事件とすることなども考えられるが、

³⁵⁰自民党と公明党も、この点に注目して、評決について、単純多数決にすべきとした。例えば、自民党は、「一般の国民から選任された裁判員が加わる裁判員制度においてのみ特に慎重な評決要件が必要であるとする、裁判員が加わった裁判は裁判官のみの裁判よりも不安定であること、あるいは信頼性に欠けることから評決要件を特に慎重にすること以外に、そのような制度を採用する理由は見いだしがたい」（前掲注(四)16頁（辻前掲注(四)365頁））とし、また、公明党も、「裁判員制度だけ評決要件を加重するのは裁判員が加わる判断は不安だからと言われかねない」（辻前掲注(四)379頁）という理由を挙げている。

事件数等をも考慮の上、なお十分な検討が必要である」とも述べていた³⁵¹。

これを受けて、たたき台は、法定合議事件（刑法77条（内乱罪）及び78条（内乱予備・陰謀罪）の罪を除く）とするA案、死刑または無期の懲役・禁錮に当たる罪（刑法77条の罪を除く）に係る事件とするB案、法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のものとするC案の3案を挙げた。対象事件数でいえば、A案が最も多く、B案が次ぎ、C案が最も少ない。

第14回検討会では、基本的にA案を支持する委員が3人（大出，四宮，土屋の各委員），基本的にC案を支持する委員が1人（樋口委員）で、A案またはB案とする委員とB案またはC案とする委員が各1人（本田委員と池田委員），B案とC案とを併用とすべきとする委員が3人（酒巻，高井，平良木各委員）³⁵²であった（そのほか、清原委員は、導入当初は対象事件を絞り、段階的に対象を広げていくべきとした、本誌第9号244-245頁）。

ここでの議論状況を踏まえ、座長ペーパーは、国民の関心が高く、社会的にも影響の大きい事件はほぼ含まれることになるとして、B案とC案を合わせたもの（死刑または無期の懲役・禁錮に当たる罪（刑法77条の罪を除く）に係る事件、もしくは、法定合議事件であって、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のもの）とすべきとし³⁵³、骨格案でもこれは維持され³⁵⁴、自民党・公明党も同様の立場に立った³⁵⁵。

³⁵¹司法制度改革審議会前掲注(7)106頁。他の論点への言及と比べると、対象事件の範囲に関しては、意見書は、例を挙げるなど、相対的に踏み込んで言及している点が特徴的である。

³⁵²高井委員の説明によれば、A案は、裁判員裁判とする必要のない文書事犯等を含むことになり広すぎ、B案は、死亡事件であり国民の関心が高い傷害致死罪や危険運転致死罪を含まないので妥当ではなく、C案は、対象が狭すぎる。そこで、B案とC案とを併用すべきであるという（司法制度改革審議会第14回議事録）。

³⁵³前掲注(8)2頁，井上前掲注(9)10-11頁。

³⁵⁴「裁判員制度の概要について（骨格案）」（司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第31回配布資料）2頁。

³⁵⁵自民党について、前掲注(10)13-14頁（辻前掲注(9)362頁），公明党について、辻前掲注(9)377頁。

一方、日弁連は、対象事件はできるだけ広くすべきであるとして、より範囲の広いA案を支持したほか、「法定合議事件でなくても、被告人が積極的に裁判員制度での審理判断を求める場合には、対象事件とすることも検討すべきである」とも主張した³⁵⁶。民主党が法定合議事件を対象とすべきとする³⁵⁷一方、共産党は、最高刑が懲役・禁固刑以上のもの及び否認事件をすべて対象とすべきであるが、制度を発足させる第一歩として、重大事件に限定するということも否定しないとした³⁵⁸。

最終的に、法案では、B案にあった「刑法77条の罪を除く」という文言が削られた³⁵⁹ほか、B案とC案を合わせたものが2条1項として規定されるに至った。

また、意見書は、「例えば、裁判員に対する危害や脅迫的な働きかけのおそれが考えられるような組織的犯罪やテロ事件など、特殊な事件について、例外的に対象事件から除外できるような仕組みを設けることも検討の余地がある」としていた³⁶⁰ところ、何らかの理由により裁判員の参加する裁判の対象から事件を除外することを認める規定を設けるべきか否かについては、たたき台は、「裁判官は、民心、裁判員若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させてその生活の平穩を侵害する行為がなされるおそれがあることその他の事情により、公正な判断ができないおそれがあると認めるときは、アの事件〔筆者注：対象事件のこと〕につき、裁判官のみで審理することとすることができるものとする。ただし、事件の審判に関与している裁判官は、やむを得ない場合を除き、その決定に関与することはできないものとする」A案とそのような適用除外規定を設けるべきで

³⁵⁶日本弁護士連合会前掲注(11)6頁，同前掲注(12)5-6頁。

³⁵⁷辻前掲注(9)387頁。

³⁵⁸前掲注(10)59頁。

³⁵⁹刑法77条の罪は、裁判所法24条2号により、地方裁判所が裁判権を有していない（高等裁判所が裁判権を有する，同法16条4号）ので、裁判員の参加する裁判の対象事件ではない。

³⁶⁰司法制度改革審議会前掲注(7)106頁。

はないとするB案とが示され、4人の委員（酒巻、高井、樋口、本田の各委員）がA案を、3人の委員（四宮、土屋、平良木の各委員）がB案を支持した（本誌第9号244-245頁）。

自民党や公明党は、例外規定を設けるべきと主張する一方、日弁連や民主党は、裁判員等の安全を保持する措置を講ずれば足り、例外規定を設けるべきではないと主張した³⁶¹。

座長ペーパーでは、「裁判官は、裁判員又はその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者の生活の平穩を著しく侵害する行為がなされるおそれがあることその他の事情により、裁判員に公正な判断を期待することができない状況があると認めるときは、アの事件につき、裁判官のみで審理することとすることができるものとする」として、第14回検討会での委員からの指摘を受けて、要件をより客観的かつ明確なものにするため、文言が改められた。

最終的に、法案では、「地方裁判所は、……被告人の言動、被告人がその構成員である団体の主張若しくは当該団体の他の構成員の言動又は現に裁判員候補者若しくは裁判員に対する加害若しくはその告知が行われたことその他の事情により、裁判員候補者、裁判員若しくは裁判員であった者若しくはその親族若しくはこれに準ずる者の生命、身体若しくは財産に危害を加えられるおそれ又はこれらの者の生活の平穩が著しく侵害されるおそれがあり、そのため裁判員候補者又は裁判員が畏怖し、裁判員候補者の出頭を確保することが困難な状況にあり又は裁判員の職務の遂行ができずこれに代わる裁判員の選任も困難であると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、これを裁判官の合議体で取り扱う決定をしなければならない」と規定された（3条1項）。

³⁶¹自民党について、前掲注④14頁（辻前掲注④362頁）、公明党について、辻前掲注④377頁、日弁連について、日本弁護士連合会前掲注④7頁、同前掲注④5-6頁、民主党について、辻前掲注④387頁。

7 裁判員の要件

裁判員の選任方法については、意見書は、「裁判員の選任については、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とし、更に公平な裁判所による公正な裁判を確保できるような適切な仕組みを設けるべきである。裁判員は、具体的事件ごとに選任され、一つの事件を判決に至るまで担当することとすべきである」と述べ³⁶²、アメリカ合衆国の陪審制度のように、無作為抽出により候補者を選定することとした。これにより、自ら裁判員となることを希望する者による公募制（そもそも審議会でも検討会でも検討されなかった）や、有意な人材を集めるための推薦制（自薦や有識者選考方式など）などが排除されることとなった。

裁判員の要件については、基本的な要件をどうするかということ、欠格要件等（欠格事由、就職禁止事由、除斥事由、辞退事由）をどうするか²の2点が論点となるが、ここでは、前者について着目することとする。

たたき台では、裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者（すなわち、20歳以上）とするA案、それに加えて25歳以上のものとするB案、30歳以上とするC案の3案が示された。年齢を低くすべきとする論拠は、排除される年齢層（20歳以上25ないし30歳未満）の国民であっても、意見書にいう健全な社会常識をもつと推定されることや、より幅広い年齢層のより多くの国民の参加を募ることが必要であることにある一方、年齢を高くすべきとする論拠は、裁判員の職務の遂行には、ある程度の人生経験や社会経験が裁判員には必要であると考えられることなどにある。検討会では、A案を支持する委員が3人（大出、清原、四宮の各委員）で、B案を支持する委員（酒巻、高井、土屋の各委員）と同数であったが、B案またはC案とすべきとする平良木・本田両委員を後者に加えれば、B案のほうがより多いこと（本誌第9号245頁）から、座長ペーパーでは、B案とすべきとされた³⁶³。

これは、単なる年齢のみの問題として理解すべきではなく、20歳以上の国

³⁶²司法制度改革審議会前掲注(7)105頁。

³⁶³前掲注④3頁。なお、井上前掲注④12-13頁参照。

民が衆議院議員の選挙権をもち（公職選挙法9条1項）、25歳以上の国民がその被選挙権をもつこと（同法10条1項1号）にかんがみれば、裁判員となる要件と連動させるべきなのは、選挙権と被選挙権のどちらなのかという問題として構成することができる。選挙権と連動させるべきとする見解は、裁判員を、公務に従事する被選挙人となるに足る適格性を有しないが、被選挙人の適格性を投票によって判断する程度の能力を有する選挙人に近いものととらえる一方、被選挙権と連動させるべきとする見解は、直接公務に従事する高度な適格性を有する者にとらえるものである。後者は、直接に立法権の行使に関与する衆議院議員が25歳以上とされるのだから、同様に、直接に司法権の行使に関与する裁判員も、25歳以上とすることで均衡がとれるという見解である。検討会は、裁判員は、国民から無作為で選出されるとしても、相対的に高度な適格性を要するものとすべきとして、25歳以上とすべきと結論した。

自民党が、検討会の座長ペーパーと同様に、25歳以上とすべきとする一方で、公明党は、年齢要件を課すべきではない（すなわち、20歳以上とすべき）としており、年齢要件をめぐるのは、与党内で意見が対立していた³⁶⁴。この点、日弁連も民主党も、公明党と同様に、年齢要件を課すべきではないと主張していた³⁶⁵。与党内の政策調整の結果、公明党案が採用された。そ

³⁶⁴自民党について、前掲注(4)8頁（辻前掲注(4)356頁）、公明党について、辻前掲注(4)373頁。なお、共産党も、自民党と同様に、第2ステージにおいて、25歳以上とすべきと主張していた（前掲注(4)59頁、ただし、第3ステージにおいて、裁判員法案に対する共産党の修正案に、この年齢要件に関する主張は盛り込まれていないことから、共産党としては、優先順位の高い意見ではなかったものと思われる）。

³⁶⁵日弁連について、日本弁護士連合会前掲注(4)7-8頁、同前掲注(4)14頁（日弁連は、「裁判員は、議員のように市民の信任を得て選出されるのではない。市民の信任を得て選出される議員の場合は幅広い人格識見を要求されることなどから、選挙権と比較して年齢要件が加重されているが、裁判員は、まさに市民そのものの立場で参加するのであるから、対比されるべきは、被選挙権ではなく選挙権である」と主張した（同15頁））、同前掲注(4)6頁、民主党について、辻前掲注(4)386頁（ただし、民主党は、単に「裁判員の実要件は、公職選挙法による選挙人の資格を有する者とする」とし、何の選挙人の資格なのか明示されていない）。

こで、与党合意（2004年1月26日）に基づき作成された検討会の骨格案（同年1月29日）では、裁判員の要件として、「裁判所の管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者とする」のみが書かれ、年齢要件は設けられず³⁶⁶、裁判員法も同様の規定（13条）を設けるに至った。

なお、日弁連は、裁判員の要件に関して、衆議院議員の選挙権ではなく、地方公共団体の議会の議員の選挙権とすべきと主張し³⁶⁷、検討会では、四宮委員も同様の主張を行った。その理由は、「民主的國家の統治の基盤は地方自治であることを考慮すれば、裁判員の資格は地方公共団体の議会の議員の選挙権と一致させるのが、合理的である」からであるという³⁶⁸。しかし、その真意は、永住外国人の裁判員への参加を企図するものであると考えられる。すなわち、最高裁は、1995年2月28日の第3小法廷判決で、「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である」と判示しており³⁶⁹、国会においても、永住外国人に対して地方公共団体の議会の議員と長の選挙権を付与するための地方自治法と公職選挙法の改正案が、議員により絶えず提案され続けていた³⁷⁰。このような背景にあって、裁判員法で裁判員の要件を地方議会議員の選挙権を有する者とすれば、将来的に、地方自治法や公職選挙法が改正され、外国人に地方議会議員の選挙権が付与されると、自動的に、外国人が裁判員の資格を獲得することになる。日弁連は、意見書において、地方議会議員の選挙権を有する者とすべき論拠として、外国人への裁判員資格の開放のためという理由は挙げていないが、四宮委員が、第14回検討会において、「一定の範囲

³⁶⁶「裁判員制度の概要について（骨格案）」3頁。

³⁶⁷日弁連につき、日本弁護士連合会前掲注(4)7-8頁、同前掲注(4)14頁、同前掲注(4)6頁。

³⁶⁸日本弁護士連合会前掲注(4)8頁。

の在留の外国人が裁判員として入り得る仕組みというのは、扉を開いておくべきではないかと思えます」と述べていること³⁷¹から、四宮委員の出身母体である日弁連そのものも同様の考えを有していたと推察される。この提案に対しては、刑事司法作用は国の統治権の行使であり、地方自治とは論理的に無関係であるとして、井上座長を含む複数の委員に批判され、採用されなかった（本誌第9号245頁）。

また、裁判員の選任に関しては、審議会における鳥居委員と検討会における平良木委員の提案が採用されなかった点にも注目しておきたい。鳥居委員は、第45回審議会（2001年1月30日）において、合議体の構成員の属性が偏向することを避けるため、裁判員の選任にあたっては、無作為抽出ではなく、多段階層化抽出法を提案した。しかし、これに対して、井上委員が、裁判員は、世論調査とは異なり、多様な意見を反映するためではなく、社会的に健全な国民が集められ常識的な判断をするために参加するものであるというこ

³⁶⁹最判平成7年2月28日民集49巻2号639頁。ただし、同判決は、「憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法一五一条一項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。そして、地方自治について定める憲法第八章は、九三条二項において、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するものと規定しているのであるが、前記の国民主権の原理及びこれに基づく憲法一五一条一項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、憲法九三条二項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものである」と判示し、本文引用の判示部分に続いて、「右のような措置〔筆者注：外国人への選挙権の付与〕を講ずるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない」とも判示している。

³⁷⁰現に裁判員法案が審議されていた第159回国会でも、公明党により、永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案（第159回国会衆法第3号）が提出されていた。

³⁷¹司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第14回議事録。

とを根拠に批判し、結果的に、無作為抽出による選任とすることとなった（本誌第8号134頁）。また、検討会では、第5回（2002年7月10日）と第15回（2003年4月8日）の会議において、平良木委員が、別に設ける選定委員会（あるいは選任委員会）が裁判員候補者について面接または書類選考を経て選定する方式を提案した。しかし、意見書の趣旨³⁷²と大きく異なるため、直ちに他の多くの委員から反対され、平良木委員は、撤回を余儀なくされた（本誌第9号246-247頁）。平良木委員は、性別、年齢構成、職業等について均衡をとるよう考慮すべきとも主張していたが、この点も、他の委員の賛同を得ることはなかった。これらのことから、裁判員は、20歳以上の有権者であれば十分であり、統計学的に代表である必要はなく、また、資質も一切問われないという含意が示される。

8 公正な裁判を確保するための措置

(1) 裁判員等の守秘義務

意見書は、裁判員の義務として、「裁判官と同様に、評議の内容等職務上知ることのできた秘密に関する守秘義務を負うべきこと……は当然である」としており³⁷³、これを受けて、たたき台では、裁判員等（裁判員及び補充裁判員）やこれらの職にあった者は、評議の経過、各裁判官・裁判員の意見、その多少の数その他の職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする義務を課し³⁷⁴、それら秘密を漏らし、または担当事件の事実の認定や刑の

³⁷²意見書は、「新たな参加制度においては、原則として国民すべてが等しく、司法に参加する機会を与えられ、かつその責任を負うべきであるから、裁判員の選任については、広く国民一般の間から公平に選任が行われるよう、選挙人名簿から無作為抽出した者を母体とすべきである」としている（司法制度改革審議会前掲注(7)105頁）。なお、平良木委員の提案も、「無作為抽出を前提に、しかるべき段階で選定委員会において裁判員を選定する」として、「意見書と平仄を合わせた上での提言」として提案された（平良木登規男「裁判員選任の手続について」（司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第15回配布資料））。

³⁷³司法制度改革審議会前掲注(7)105頁。

³⁷⁴前掲注(6)10頁。

量定等に関する意見を述べたときは、秘密漏洩罪として、有期の懲役または罰金に処するものとした³⁷⁵。

自民党も公明党も、守秘義務を定めることとその違反に対して罰則を定めることについては賛成していたものの、自民党が罰の種類には言及していなかったのに対して、公明党は、裁判終了後の裁判員であった者については、守秘義務の範囲を必要最小限度にとどめることとすべきとするともに、その違反に対する罰則は、「国民に参加を促す制度である以上、国民が尻込みするような仕組みはなるべく排除すべきである」として、罰金刑にとどめるのが相当であるとした（本誌第9号259-260頁）³⁷⁶。

日弁連も、守秘義務そのものについてはその必要性を認め、特に、評議における個々の裁判員の意見や無罪判決の場合の評議内容と評決結果については、「永久的な秘密とする必要がある」とした³⁷⁷が、(1)学術研究に協力する場合など正当な理由がある場合には、守秘義務を解除しうるものとし、(2)保護されるべき利益と国民の知る権利との調和を考え、守秘義務の範囲を定め、(3)裁判員の任務終了後一定期間を経過した後（具体的には、判決言渡後）は、裁判員が自らの意見を公表してもよいとすべきと主張し、違反に対する罰則については、「懲役刑は重きに過ぎる」として、罰金刑のみとすべきと主張していた³⁷⁸。

第15回検討会（2003年4月8日）では、土屋委員が、守秘義務を10年間で解除し、評議における自分の意見については、守秘義務の範囲に含めるべきではなく、現に裁判員である者や裁判員であった者が発言できるようにすべきと主張した（後者に関しては、大出委員も強く賛成した）。これに対して、

³⁷⁵前掲注(4)14-15頁。

³⁷⁶自民党について、前掲注(4)17-18頁（辻前掲注(9)366頁）、公明党について、辻前掲注(9)380-382頁。

³⁷⁷前者については、評議での自由な意見の表明を保証（原文ママ）するため、後者については、被告人の不利益につながるおそれがあり、人権上問題であるからとしている（日本弁護士連合会前掲注(4)17-18頁）。

³⁷⁸日本弁護士連合会前掲注(4)17-18頁、34-35頁、同前掲注(4)15-16頁、20頁、同前掲注(3)6-8頁、16-17頁。

評議の秘密の趣旨は、評議において合議体の構成員が自由な意見交換ができるよう確保することにあるとして、池田、酒巻、本田の各委員が、守秘義務を軽減すべきとする土屋委員の提案に反対した。同様の議論は、第18回検討会（2003年5月20日）でも繰り返された（本誌第9号248-249頁）。自分の意見の公表の可否に関しては、これを認めるとすれば、多くの裁判員経験者がそれぞれ自分の意見を公表した場合、実質的に評議の内容は明らかになることになり、また、公表できるということが、自分の意見を公表しない裁判員に対して公表を要求する事実上の圧力として機能するという問題があった。

第17回検討会（2003年5月16日）の報道関係諸団体からのヒアリングでは、日本新聞協会は、裁判の進行を事後的に検証できるようにするため、守秘義務の範囲や期限を限定すべきと、日本雑誌協会は、裁判終了後は裁判員であった者による論評を自由にすべきと、日本民間放送連盟は、裁判員の精神的負担の権限のために、守秘義務の範囲を明確にしかつ限定し、裁判員であった者に対する懲役刑を設けるべきでない、それぞれ主張した。

しかし、検討会や与党内での議論は変わらず、たたき台の案が、そのまま、座長ペーパー、与党合意、骨格案に引き継がれることとなった。そして、法案では、前述のとおり守秘義務を設け、違反に対しては1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処するとした（法案9条、70条、79条（平成19年法改正後の108条））。

(2) 裁判員等の個人情報の保護

裁判員等の職務の公正さの確保や裁判員等の安全の確保などのため、裁判に参加する裁判員等の個人情報は守られなければならない。

たたき台は、裁判員等の氏名以外の個人情報が記載された訴訟に関する書類を非公開とし、また、裁判員等の氏名、住所その他のこれらの者を特定するに足る事実を公にしてはならないものとし（ただし、この義務への違反に対する罰則を設けないものとする）、座長ペーパーも同様とした³⁷⁹。これに対しては、個人を特定しない性別や年齢、職業等については公表しうるべき

³⁷⁹前掲注(4)16頁、前掲注(4)14頁。

とする意見（四宮委員、公表について本人の意思にかからしめるべきとする）がある一方、裁判員の性別等の属性が裁判に影響すべきではない以上、そのような属性を知ることの意義はなく、むしろ、訴訟関係人の戦略的な選任に利することから、これを公表すべきではないとする意見（酒巻、高井、本田の各委員）もあった。

自民党は、個人が特定されるおそれがないという前提で、氏名、年齢、性別等を公開できるよう工夫すべきであるとし、また、裁判終了後は、本人の同意があれば、個人が特定される情報の公表も認めるべきであるとし、たたき台や座長ペーパーとはやや異なる立場に立った³⁸⁰。日弁連も、自民党と同様に、本人の同意のある場合にまで公表を禁止する必要はないとし、裁判の進行如何にかかわらず、本人の同意があれば公表できるものとするべきと主張した³⁸¹。

報道関係諸団体も、個人情報の保護の規定はできるだけ謙抑的に定めるべきであると主張した。日本新聞協会は、個人情報をすべて非公開とするような制度設計にはしないよう、制度設計の見直しを求め、日本民間放送連盟も、裁判終了後は、本人が特定されるような情報を報道することの可否についての判断は、裁判員であった者本人に委ねるべきと主張した。

第18回検討会（2003年5月20日）において、たたき台が、個人情報の保護の観点から個人を特定できる情報の公表を禁止するものであり、本人が公表に同意しているのであれば公表できるという趣旨が確認され³⁸²、その結果、高井委員はたたき台を支持するに至った。また、土屋委員が、たたき台が個人情報保護の義務への違反に対して罰則を設けず、訓示規定としている点を評価したうえで、報道機関の自主的対応に期待するよう求めた（本誌第9号249頁）。要するに、公判後は、裁判員等であった者が同意していれば、

個人が特定される情報を公表できることについては、たたき台も認めており、また、個人情報保護の義務への違反に対する罰則を設けないことについても、たたき台は当初からそのようにしており、それらに反対するアクターも検討会委員も存在しなかったことから、これらの点についての対立はなかったといえる。問題は、現に裁判が行われている時点での現職の裁判員等について、どのように制度設計すべきかのみであった。日弁連は、公判中の裁判員等についても、本人の同意があれば公表できるものとするべきと主張していたが、この問題に最も利害関係を有する報道関係諸団体が、公判中の現職の裁判員等の個人情報の保護の必要性を認めていた³⁸³。本人同意による裁判員等の個人情報の保護の解除について、報道関係諸団体が望んでいない以上、日弁連としても強く求める必要はなかった。

最終的には、骨格案の策定にあたり、「ただし、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者であった者の同意を得た場合は、この限りではないものとする」として、座長ペーパーの文言が変更され、裁判終了後、裁判員等であった者が同意している場合に、個人情報の公表を規制しない旨を明確にし、法案も同様の趣旨の規定を設けるに至った（法案72条（平成19年法改正後の101条1項））。

(3) 裁判員等に対する接触の規制

現に職務に従事している裁判員等に対して、請託や威迫、情報提供などを目的として、その担当事件に関して手続外で接触がなされるとすれば、裁判の公正を著しく害することになる。また、そのような目的を有しない場合であっても、裁判員等の心証形成に影響を及ぼす可能性があり、また、そうでなくとも、国民一般から見れば、裁判員等が法廷外で事件に関する心証を得たのではないかとの疑いを生じさせることになるため、裁判の公正に対する

³⁸⁰前掲注(四)17頁（辻前掲注(四)366頁）。なお、公明党、民主党及び共産党の提言には、裁判員等の個人情報の保護に関して、特に記すべき記載は見られなかった。

³⁸¹日本弁護士連合会前掲注(四)36-37頁、同前掲注(四)20-21頁。

³⁸²高井委員の質問に対して、事務局の辻参事官が回答した。

³⁸³なお、この点に関して、日弁連は、専ら個人情報の保護の観点から検討しているのに対して、日本民間放送連盟は、公判中は、事件の当事者・関係者から抗議や危害を加えられるおそれがあることにかんがみ、公正な審理を確保するという観点から、保護の必要性を強く認めていた点が対照的である。

信頼を損なう。それに加えて、担当事件に関し裁判員等に対して報道機関等によって集中的に取材が行われるとすれば、一般の国民である裁判員等の生活の平穏を害するおそれ（いわゆるメディアスクラムの問題）があり、一般の国民が裁判に参加するのを躊躇するようになるおそれもある。そこで、裁判員等に対する接触行為を一定程度規制する必要性が生ずる。

この点、たたき台は、裁判員等に対して、その担当事件に関し接触してはならないものとし、裁判員等であった者に対しては、その知り得た事件の内容を公にする目的での接触を禁止するものとした。また、裁判員等に対する接触（またはその疑いがあること）を被告人の保釈不許可、接見等禁止または保釈取消しの事由とするものとした³⁸⁴。

これに対して、自民党は、裁判終了後は、裁判員等であった者への事件の接触は慎重であるべきだが、すべてを禁止するのではなく、本人の意思を尊重したうえで接触を認め、守秘義務に抵触する事項についての質問を禁止するにとどめるべきであるとし、また、公明党も、本人が拒絶しない限り、裁判終了後の裁判員等であった者に対する守秘義務に抵触しない事項の質問を認めるべきとし、基本的にはメディアの自主規制に委ねるべきであるとした³⁸⁵。日弁連も、裁判中は裁判員等への包括的な接触規制を必要と認めるものの、規制はその任務終了時までに限るべきとし、接触すると疑うに足りる相当な理由を被告人の保釈不許可事由等とすることに関しては、濫用を懸念して、全面的な削除を求めた³⁸⁶。

報道関係諸団体も、自民党・公明党や日弁連と同様の主張を行った。第17回検討会における報道関係諸団体からのヒアリングにおいて、日本新聞協会と日本民間放送連盟は、裁判終了後の裁判員等であった者に対しては接触を認めるべきと主張し、日本雑誌協会は、基本的には報道機関の自主規制に委

ねるべきであるとした。

第18回検討会では、酒巻・平良木両委員がたたき台の案を支持する一方、高井委員は、裁判終了後の裁判員であった者については接触規制を行う必要はないと主張した。また、土屋委員は、知り得た事件の内容を公にする目的での接触を禁止することについて、これが専ら報道機関を対象とするものであると考え、このような報道機関を対象とする規制は一切設けるべきではないと主張し、四宮委員もこれに同調する一方、高井委員は報道機関を対象が限定されるものと解されるべきではないと反論した（本誌第9号249頁参照）。

座長ペーパーでは、「知り得た事件の内容を公にする目的で」という文言を「裁判員又は補充裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的で」に改めた。これにより、専ら報道機関を対象とした規制ではなく、一般的な規定であるという趣旨がより明確になった。これに対して、日弁連は、かえって規制を強化するものであるとして、従来どおり、裁判員等の任務終了までの接触規制に限定すべきと主張した³⁸⁷。

最終的には、座長ペーパーの趣旨のとおり骨格案が作成され、法案でも同様の規定が設けられることとなった（法案73条1項、2項（平成19年法改正後の102条1項、2項））。

（4）裁判の公正を妨げる行為の禁止

裁判員法の制度設計をめぐって、報道関係諸団体が最も強く反発したのが、裁判の公正を妨げる行為を禁止する規定を設けるか否かについてであった。

この点、たたき台は、「何人も、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為その他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならない」としたうえで、特に報道機関に対しては、この義務を踏まえたうえで、「事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員又は裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならない」という配慮義務規定を設けるべきとした（ただし、この義務への違反に対する罰則を設けないものとする）³⁸⁸。

³⁸⁷日本弁護士連合会前掲注(4)21頁、同前掲注(3)18頁。

³⁸⁴前掲注(4)16頁。

³⁸⁵自民党について、前掲注(4)18頁（辻前掲注(4)367頁）、公明党について、辻前掲注(4)382頁。

³⁸⁶日本弁護士連合会前掲注(4)37頁。

報道関係諸団体は、裁判の公正を妨げる行為を禁止する規定を一切設けるべきではないという点で、完全に意見が一致していた。各団体とも、たたき台にいう「偏見」が何を指すのかが明確でないという点を指摘したうえで、このような規制は報道の自由を侵害するものであると断じていた³⁸⁹。

日弁連も、前段に対して、「事件に関する偏見を生ぜしめる行為」や「裁判の公正を妨げるおそれのある行為」という概念が、きわめて抽象的で広範であるから、実効性には疑問がある反面で、正当な弁護活動や論評などもこれらの行為に該当するとして規制される余地があるため、また、後段に対しては、特に報道機関を対象とした義務規定であり、事件報道に対する規制の根拠となりうるとして、義務違反に対する制裁がないとしても、報道の自由に対する抑制となることを考えれば、このような規定を置くべきではなく、報道機関側の自主規制によって対応されるべきであると主張した³⁹⁰。

検討会では、たたき台のような規定を設けるべきであるとする意見（酒巻、高井、本田の各委員）と、設けるべきではないとする意見（四宮・土屋両委員）とが激しく衝突した（本誌第9号249頁）。ここでの議論を踏まえて、第

³⁸⁸前掲注(4)16頁。

³⁸⁹第17回検討会での報道関係諸団体からのヒアリングで、日本新聞協会は、「たとえ訓示規定であっても、実質的には事件・裁判に関する報道を規制するものになりかねない。え、何をもち「偏見」とするのかわかりにくく、「恣意的な運用を導く恐れ」の強い規定であり、表現の自由や適正手続を定めた憲法の精神に触れる疑いがある」と述べ（原文ママ、日本新聞協会前掲注(4)3頁）、日本雑誌協会も、「偏見」が何を指すのかわかりにくく、また、現在の通信技術の発展を踏まえれば、報道機関のみに対して特別の制限規定を設けるのは妥当ではないことから、「このような配慮義務を法律で定めることは、たとえ罰則を設けないとしても、報道の自由を脅かすものである」と述べ（社団法人日本雑誌協会編集倫理委員会委員長雨宮秀樹「報道の自由を脅かす「裁判員制度」の問題点」（司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第17回配布資料）2頁）、また、日本民間放送連盟も、「偏見を生じせしめる行為」とは、具体的にどのようなことをさしているのか、きわめてあいまいであり、また、「そもそも現行の職業裁判官に対する働きかけについては何の法的規制がないにもかかわらず、裁判員についてのみこの規定を設ける必要はあるのか。この一般的な規制が表現の自由・報道の自由を制約する危険性も考え」るべきと主張していた（社団法人日本民間放送連盟報道委員会前掲注(4)2頁）。

³⁹⁰日本弁護士連合会前掲注(4)38-39頁。

28回検討会（2003年10月28日）に示された座長ペーパーでは、「報道機関において自主的なルールを策定しつつあることを踏まえ、更に検討するものとする」という一文が付加された。土屋委員が、報道機関の自主的なルールの策定の取組みを踏まえて、裁判の公正を妨げる行為を禁止する規定を設けるべきではないとして、繰り返し、他の委員の静観を求めたが、第29回検討会（同年11月11日）においても、酒巻・本田両委員は、規制を設けるべきであると強く主張した。

ところで、このたたき台の案に対しては、自民党は、「言論の自由、報道の自由に配慮して慎重に対処すべきことや、報道機関が公正な裁判の確保の趣旨に照らした自主的な取り組みの努力をしていることにかんがみ、当面、法律上の手当ては行わない」ものとするべきとし、公明党も、「事件報道（犯罪報道）が、社会全体として取り組むべき犯罪について、その実態を国民に伝え、国民の理解を深め、対応について意見形成を促し、刑事立法など政策の実現に寄与していること」を評価したうえで、「取材や報道のあり方については、法律で規定するよりも、メディアの真摯で自主的な対応にまず委ねるのが相当である」と主張していた³⁹¹。そこで、与党間で意見が一致し、骨格案では、裁判の公正を妨げる行為を禁止する一般的な義務を設けることと、報道機関に対して配慮を求めることについては、法律上の措置を行わないこととされた³⁹²。

裁判の公正を妨げる行為を禁止する規定を設けることの可否に関しては、検討会では、規定を設けるべきでないとする意見が多数を占めることはなく、むしろ、第2ステージの後半においても、規定を設けるべきであるとする意見が有力であった。しかしながら、重大な利害関係を有するアクターである報道関係諸団体が、取材や報道のあり方に関して自主的なルールを策定する

³⁹¹自民党について、前掲注(4)17頁（辻前掲注(4)366頁）、公明党について、辻前掲注(4)382-383頁。

³⁹²第31回検討会（2004年1月29日）に骨格案とともに配布された「骨格案の説明」（司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会第31回配布資料）7頁参照。最終的に、法案にも、このような規定は盛り込まれなかった。

などの取組みを進めており（土屋委員は、検討会にあって、絶えず、他の委員に対して、その進捗状況を踏まえたいうでの再検討を促し続けた）、それが自民党と公明党にも評価された結果、規定を設けないこととなった。

(5) 小括

(1)裁判員等の守秘義務、(2)裁判員等の個人情報の保護、(3)裁判員等に対する接触の規制及び(4)裁判の公正を妨げる行為の禁止という４つの論点について、これらが報道機関の取材・報道の自由に関連する事項であるため、重大な利害関係を有する報道関係諸団体が、積極的に発言を行った。検討会内部では、土屋委員が、報道関係諸団体の主張を強く代弁し続けた。

このうち、報道関係諸団体の主張が最も強かったのが、(4)についてである。報道関係諸団体は、裁判の公正を妨げる行為を禁止する規定を絶対に設けるべきではないとする立場をとっていた。前述のとおり、検討会では、設けるべきではないとする委員が必ずしも多数を占めていたわけではないが、報道関係諸団体が自主的なルールの策定に取り組み始め、自民党・公明党がそれを評価したため、与党内での政策調整段階で、このような規定を設けないこととなった。

(1)については、報道関係諸団体が求めていた裁判員等の守秘義務の範囲の明確化についての議論は継続することとなり、また、特に日本民間放送連盟が求めていた裁判終了後の裁判員であった者に対する罰則の引下げも見送られた。(2)について、報道関係諸団体が強く求めていたのは、裁判員等であった者の本人同意による個人特定情報の公表であったが、検討会でたたき台の文言の趣旨がそれを認めるものであることが確認され、それに反対するアクターが存在しなかったことから、報道関係諸団体は要求が充足されとして、それ以上の要求を行わなかった（日弁連は、報道関係諸団体よりも取材・報道の自由を重視し、公判中の裁判員等の個人特定情報の公表をも認めるべきと主張していたが、報道関係諸団体はこれに与しなかった）。(3)に関して、裁判終了後の裁判員等であった者に対する接触の禁止の規定は、専ら報道機関を対象とする趣旨ではないということを明確にしてほしいとする報道関係

諸団体と、一般的な規定とすべきではないとする日弁連との間で、意見が衝突していたが、最終的には、自民党・公明党ともに報道関係諸団体の議論に与した。

以上のとおり、報道関係諸団体は、重大な利害関係を有する公正な裁判を確保するための措置に関して、積極的に意見を表明し、制度設計に関して影響力を行使したといえる。その一方で、これらの団体は、公正な裁判を確保するための措置以外の論点に関しては、特に何らの主張も行わなかった。

(四) 第３ステージにおける主な争点

9 罰則・附則等

裁判員法案が審議されていた第159回国会において、連立与党である自民党と公明党は、国会の両議院で議席の過半数を占めており、与党内で政策調整を行えば、法律の成立が見込まれる状況にあった（野党と政策調整を行わなければ法律の制定が見込めないという状況にはなかった）。したがって、主要な政党のうち、第２ステージでの制度設計をめぐる議論に実質的に参加したのは、自民党と公明党のみであった。

第３ステージで登場した民主党は、第２ステージにおいてもさまざまな提言を行っていたものの、与党内協議に関与することはできなかつたため、第２ステージまでは、制度設計に実質的な影響を及ぼすアクターとはいえない。同様に、共産党も、第３ステージの後半（参議院段階）で登場したため、制度設計をめぐる議論に実質的には関与できなかった。

裁判員制度の骨格は、第２ステージまでにほぼ確定しており、それまでの経過を踏まえれば、この時点で、裁判員制度導入の意義とも関連する合議体の構成など、制度の中核的な事項の修正は期待できなかった。

民主党が、最後に制度設計構想を公表したのは、第２ステージ後半（座長ペーパーが示された後）である2003年12月4日であった（本誌第9号259頁参照）。ここでは、民主党は、合議体の構成、評決の方法、公正な裁判を確

保するための措置などの論点において、座長ペーパーの内容と大きく異なる主張を行っていたが、それら以外は、基本的には座長ペーパーの内容と鋭く対立するような主張は行っていなかった。

民主党としては、要求水準を高く引き上げるという選択肢も採りえたが、すでに、政府・与党内で、時間をかけて討議を重ね、法案が提出されている段階において、実現不可能な要求を掲げるよりも、穏当な主張を行い、修正可能な点について修正を求め、確実に成果を得るほうが得策であると考えたのであろう。そこで、第２ステージまでの議論において懸案とされている事項であり、かつ、政府・与党が妥協できるものと、制度の基本的構造に影響を与えない周辺的事項について、修正を行い、国会審議の成果を顕在化させようとしたものと思われる。

民主党は、合議体の構成について、裁判官１ないし２人—裁判員１０人前後とし、評決について、３分の２の特別多数決によるものとすべきなどと主張しており、衆議院本会議での質問では、所属議員からそのような制度設計とすべきとの発言がなされていた（本誌第１０号１２５-１２６頁）³⁹³。しかし、新聞報道によれば、実際には、衆議院法務委員会で第６回目の裁判員法案の審査が行われた２００４年４月１３日には、党の法務部門会議段階で、同じく翌１４日（第７回目の審査が行われていた）には、党の「次の内閣」段階で、修正案が取りまとめられていたという。

前述のとおり、合議体の構成や評決の方法は、国民の司法参加の意義にも密接に関連する重要な制度の基本的構造の部分であり、与党内でも合意形成に困難が伴うものであった。したがって、これらの事項について、短期間で、政府・与党と民主党との間で修正を行うことは、事実上、不可能であった。一方、第２ステージまでの議論において、秘密漏示罪などの罰則を具体的に

どのようにするかをめぐり、特に有期懲役刑を上限とすること（罰金刑にとどめないこと）については、少なからず異論があった。公明党は、かねてから罰金刑にとどめるべきと主張していたが、自民党との協議の結果その主張を断念したという経緯があった。法案は１年以下の懲役または５０万円以下の罰金とすることと規定していたが、民主党は、そもそも公明党が罰則の引下げを要望していたことを知っていたためか、これを与党側に提案することにした。秘密漏示罪の罰則の引下げは、公明党としては、第２ステージ（与党内、すなわち、自民—公明の２党間）では自民党に譲歩したものの、第３ステージ（自民・民主・公明の３党の間）では、民主党がもともと公明党の見解に与したため、自らの主張が自民党の主張に優位することとなった。その結果、守秘義務違反に対する罰則の上限を１年以下の懲役から６月以下の懲役に引き下げ、任務終了後の裁判員等による違反は罰金を原則とし、漏洩への対価を受けるなど悪質な場合のみ６月以下の懲役とすることとなった。また、内閣が提出した法案の附則には、施行期日（１条）、施行前までに国民の主体的な参加が行われるようにするための措置を政府と最高裁が講ずる努力義務（２条）、経過措置（３条³⁹⁴）、他法令の改正（４条ないし６条³⁹⁵）についての規定が設けられていたが、制度の基本的構造に大きな影響を与えない範囲で、附則を追加することも可能であった。民主党は、裁判員の参加しやすい環境を整備する努力義務を国に課す規定を設けることと、施行３年後に制度の見直しを行うものとする規定を設けることを内容とする附則を追加することを提案し、与党側もことさら反対する内容ではなかったため、これらの点についても修正されることとなった。

最終的には、裁判員法案に対して、２００４年４月２３日、衆議院法務委員会で、

³⁹³ もっとも、民主党は、裁判員法案の審議と同時期に行われていた年金制度改革に関連して、法務委員会を含むすべての国会審議を拒否していたため、法務委員会での民主党委員の主張の変遷を確認することができず、民主党がどの時点で合議体の構成などに関する主張を断念したのかは不明である。

³⁹⁴ 衆議院での修正により、条文が繰り下げられ、成立した裁判員法では附則４条となった。

³⁹⁵ 内閣提出の裁判員法案の附則の４条、５条及び６条は、それぞれ、地方自治法、刑事確定訴訟記録法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する規定である。衆議院での修正により、条文が１条ずつ繰り下げられ、それぞれ、５条、６条及び７条となった。

(1)裁判員等に対する接触規制に係る保釈等の取消事由について、「接触すると疑うに足りる相当な理由があるとき」とする原案を「接触したとき」に変更し、(2)裁判員等による守秘義務違反（秘密漏示罪）に対する罰則の上限を１年以下の懲役から６月以下の懲役に引き下げ、裁判員等であった者に対する罰則は、金銭対価を得るなどの悪質な場合を除き、罰金刑に限定し、(3)裁判員の参加する裁判の円滑な運用のために必要な環境を整備する国の努力義務を課す規定（附則３条）、施行後３年を経過した場合の見直し規定を附則に設けること（附則８条）の３点について、自民党、民主党及び公明党の共同提案により修正案が提出され、修正議決すべきものと決められた（本誌第10号147頁）。

一方、共産党は、参議院法務委員会の質疑の終局後に、法案に対する独自の修正案を提出した。修正案は、(1)合議体の構成を裁判官１人—裁判員９人とし、評決は３分の２以上の特別多数決により、死刑の判断は全員一致によるものとし、(2)裁判員等の守秘義務の範囲を狭め、その違反に対する罰則から懲役刑を削除し、(3)裁判員候補者による虚偽記載罪等の規定を削除し、(4)法施行までに、取調べ状況の可視化及び検察官手持証拠の開示義務づけの制度の導入の検討ならびに必要な法制上の措置等を講ずることの４点を内容とするものであった（本誌第10号162頁）。

この共産党の修正案のうち、(1)、(2)及び(4)については、民主党のこれまでの主張と共通するものでもあったが、民主党は、この案に賛成しなかった。ここで民主党が修正案に賛成しても、参議院法務委員会の会派別委員数や参議院の会派別議席数を考えれば、委員会段階でも本会議段階でも、いずれも可決される見込みはなかったためであろう³⁹⁶。修正案の成否に関して、共産党がどのようなシミュレーションをしていたのかは不明である。当時の国会内の議席分布を前提に、他の政党（ないし会派）との間で政策調整を行った形跡がないことや、委員会審査の途上で修正案を提出することができたにもかかわらず、敢えて委員会での質疑が終局してから提出したことを踏まえれば、この修正案は、客観的にはおよそ実現不可能な提案であると評価せざ

るをえない。それでもなお、敢えて国会審議終盤に独自の修正案を提出したのは、たとえ実現可能性がなくとも、党としての裁判員制度の設計に関する主張を明確にし、国会の会議録に記録させることに意義があると考えたからであると思われる。

なお、委員会段階では、法令に直接規定することが妥当ではない今後の検討事項や国等の努力義務などについて、附帯決議を付することができる。裁判員法案に対しても、衆・参両議院の法務委員会で、委員会に所属委員を有するすべての会派（衆議院委員会では、自民党、民主党及び公明党、参議院委員会段階では、それらに加えて共産党）の共同で附帯決議案が提案され、全会一致で付されることとなった（本誌第10号148頁、162-163頁）。守秘義務の範囲を明確化すること、国民に対する制度の周知活動を十分に行うこと、制度の円滑な実施のための準備を十分に行うことの３点について格段の配慮をすることを政府と最高裁に求める点では、両院の法務委員会での附帯決議は共通であるが、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる事由を政令で定める場合の配慮や、国民がより容易に裁判員として裁判に参加できるような社会的環境の整備に関して、後議院である参議院法務委員会での附帯決議のほうが、より詳細に決議した点が特徴的である。

³⁹⁶ 民主党が共産党提出の修正案に賛成し、参議院法務委員会で修正案が可決された場合（修正議決すべきものと決した場合）でも、与党が多数を占める参議院本会議で、修正案が否決されるのは明らかであった。しかも、かりに参議院本会議で修正案が可決された場合（修正議決した場合）であっても、先議院である衆議院の意思と異なる議決を行ったことになるため、衆議院へ回付しなければならなくなる（国会法83条3項）。しかし、衆議院でも与党が議席の多数を占めるため、参議院の回付案が同意されないことが見込まれる。もっとも、衆議院段階で与党は議院の３分の２以上の議席を有していないので、参議院の回付案を不同意としたうえで、衆議院の意思（内閣が提出した原案を、与党と民主党の共同提案により修正すべきものとする）を貫徹させることができないため、裁判員法案は成立しない。衆議院において出席議員の３分の２以上の多数で再可決する（日本国憲法59条2項）ためには、民主党が、与党とともに、回付案に不同意としたうえで、先に衆議院で可決した案を再度可決しなければならないが、この場合、共産党の修正案に対して、衆議院民主党と参議院民主党とが矛盾する行動を採ることになる。いずれにせよ、裁判員法の成立が遅れることになるが、これは、基本的には裁判員法案に賛成している民主党としては、本意ではなからう。

付録 裁判員法の立法過程に関する年表

【第 1 ステージ】司法制度改革審議会における議論

1999（平成11）年

6月2日	審議会設置法が成立（公布は、6月9日）
7月27日	審議会設置法が施行（内閣に、審議会が設置） 審議会（第1回）
11月19日	日弁連が、「司法改革実現に向けての基本的提言」を発表 刑事重罪事件に陪審制度を導入し、刑事軽罪事件や国家賠償請求事件などに陪審・参審制度の導入を検討し、少年事件に参審制度の導入を検討すべきであるとする
12月8日	審議会（第8回） 法曹三者から意見を聴取する 最高裁は、専門参審制度を十分検討に値するとした以外は、陪審・参審制度の問題点を指摘するにとどまる 法務省は、陪審・参審制度の導入について、職業裁判官制度や社会全体のかかわりなどを十分に検討する必要があると述べるにとどめ、見解を明示しない 日弁連は、刑事重罪事件や国家賠償請求事件などに陪審制度の導入を、少年事件に参審制度の導入を、それぞれ検討すべきと主張する
12月21日	審議会（第9回） 審議会が、 <u>論点整理</u> （「司法制度改革に向けて」）を発表する 「国民は、……公共意識を醸成し、公的事柄に対する能動的姿勢を強めていくことが求められている。……司法の分野においても、主権者としての国民の参加の在り方について検討する必要がある。……欧米諸国で採用されているような陪審・参審制度などについても、その歴史的・文化的背景事情や制度的・実質的な諸条件に留意しつつ、導入の可否を検討すべきである」

2000（平成12）年

3月17日	日弁連が、「陪審制度の実現に向けての提言」を発表 刑事重罪事件のうち被告人が選択した場合に、陪審員12人による陪審制度を、国家賠償請求事件や民事事件のうち一方当事者が選択した場合に、陪審制度を、行政事件に陪審または参審制度を、刑事軽罪事件の否認事件に選択的刑事陪審制度の拡大または参審制度を、少年審判事件に参審制度を、それぞれ導入すべきであるとする
-------	---

4月17日	審議会（第17回） 藤田耕三委員が、国民の司法参加について説明する
5月18日	自民党司法制度調査会が、「21世紀の司法の確かな一歩」を発表 陪審制度を直ちに導入することの問題点を指摘する一方、参審制度を、裁判における適正・妥当な判断に資するとして、民事・刑事事件を問わず広く導入する方向で検討する必要があるとする
7月11日	民主党が、「市民が主役の司法へ」を発表 陪審制度を刑事重罪事件に限定して開始し、行政事件や民事事件への導入を検討すべきであるとする
9月10日	朝日新聞が、最高裁は評決権なき参審制度を構想していると報道
9月12日	審議会（第30回） 藤田委員が、国民の司法参加について説明する 法曹三者から意見を聴取する 最高裁は、陪審員の事実認定に裁判官に対する拘束力を認めない陪審制度と、参審員に評決権を認めない参審制度を示唆する 法務省は、陪審・参審制度の導入について見解を明示しなかったものの、制度が導入されれば反対するものではないと言及する 日弁連は、第8回での主張に加えて、一定の行政事件・労働事件への陪審制度または参審制度の導入を提言する
9月18日	審議会（第31回） 石井宏治、高木剛、吉岡初子の各委員が、国民の司法参加について報告する 石井委員は、陪審制度に否定的で、専門参審制度や評決権なき参審制度を評価する 高木委員は、専門参審制度に否定的で、参審制度ではなく陪審制度を導入すべきと主張する 吉岡委員は、陪審制度を導入すべきと主張する
9月26日	審議会（第32回） 国民の司法参加について意見を交換する 中間取りまとめ案を作成する ここまでの審議会各委員の意見

	陪審制度に対する見解	参審制度に対する見解
石井宏治委員（企業経営者）	導入に消極的である	評決権を認めない形で導入すべきである
井上正仁委員（大	導入に消極的である	評決権を認める形で導

	学教員，刑事訴訟法)		入すべきである
	北村敬子委員（大学教員，会计学）	導入すべきでない	評決権を認める形で導入すべきである
	佐藤幸治会長（大学教員，憲法）		
	曾野綾子委員（作家）	導入すべきでない	導入すべきでない
	高木剛委員（労働組合代表者）	導入すべきである	導入に消極的である
	竹下守夫会長代理（大学教員，民事訴訟法）	導入に消極的である	
	鳥居泰彦委員（大学教員，統計学）	導入すべきである	導入すべきである
	中坊公平委員（弁護士）	導入すべきである	導入すべきでない
	藤田耕三委員（元裁判官）	導入すべきでない	
	水原敏博委員（元検察官）	導入に消極的である	
	山本勝委員（企業経営者）	導入に消極的である	導入すべきである
	吉岡初子委員（消費者団体代表者）	導入すべきである	導入すべきでない
10月31日	審議会（第36回） 「「国民の司法参加」に関する審議結果の取りまとめ」を確定する 「訴訟手続への参加については、……司法をより身近で開かれたものとし、裁判内容に社会常識を反映させて、司法に対する信頼を確保するなどの見地からも、必要であると考え。今後、欧米諸国の陪審・参審制度をも参考にし、それぞれの制度に対して指摘されている種々の点を十分吟味した上、特定の国の制度にとらわれることなく、主として刑事訴訟事件の一定の事件を念頭に置き、我が国にふさわしいあるべき参加形態を検討する」		

11月20日	審議会（第38回） 審議会が、 <u>中間報告</u> を発表する（取りまとめとはほぼ同様）
--------	---

2001（平成13）年

1月6日	朝日新聞が、法務省は参審員の評決権を認めた形での参審制度の導入を支持していると報道
1月9日	審議会（第43回） 藤倉皓一郎，三谷太一郎，松尾浩也の各教授から意見を聴取する（ここで、松尾教授が初めて「裁判員（仮称）」という言葉を用いる）
1月14日	読売新聞が、法務省は参審制度の導入に前向きであると報道
1月19日	読売新聞が、最高裁は参審員の評決権を認めた形での参審制度の導入を検討していると報道
1月22日	日本法律家協会と商事法務研究会が、シンポジウム「国民の司法参加を考える」を開催 町田幸夫最高検察庁総務部長が、参審制度を肯定する発言を行う
1月30日	審議会（第45回） 刑事重罪事件を念頭に、事件ごとに裁判員を原則として無作為抽出で選ぶこと、裁判官と裁判員がともに評議を行い評決権をもつこと、判決に理由を明示し上訴を認めること、被告人に裁判員制度についての選択権を認めないことなどについて、おおむね意見の一致を見る
3月13日	審議会（第51回） 国民の司法参加についての審議が終了する ここまでの審議会各委員の意見

基本的な考え方	
石井委員	・参審型制度を志向する ・裁判官と裁判員の員数は同等とすべき
井上委員	・参審型制度を志向する ・裁判員は、多様な意見の反映にではなく、健全な国民の常識的な判断の反映に求めるべき
北村委員	・参審型制度を志向する ・裁判官と裁判員の員数は同等とすべき
佐藤会長	（見解を表明しない）
曾野委員	・国民の司法参加を否定する
高木委員	・陪審型制度を志向する

	<ul style="list-style-type: none"> ・有罪・無罪の決定を裁判員が独占すべき（事実認定から裁判官を排除すべき） ・被告人の裁判の選択権を認めるべきではない ・対象事件を広く認めるべき ・独立評決制を認めるべき ・裁判員は国民の代表であると解すべき
竹下会長代理	<ul style="list-style-type: none"> ・参審型制度を志向する ・裁判員は違憲審査権を有するべきではない ・裁判員は国民の代表ではないと解すべき
鳥居委員	<ul style="list-style-type: none"> ・陪審型制度を志向する ・被告人の裁判の選択権を認めるべきではない ・裁判員の選任につき、多段階無作為抽出法とすべき（世論調査と同様に、裁判員は多様な意見の反映を目指すものと解する）
中坊委員	<ul style="list-style-type: none"> ・陪審型制度を志向する ・合議体の構成員のうち、裁判員の員数を多くすべき
藤田委員	<ul style="list-style-type: none"> ・参審型制度を志向する ・合議体の構成員数には一定の限度があるべき
水原委員	<ul style="list-style-type: none"> ・参審型制度を志向する ・対象事件は重大事件に限定すべき ・合議体の構成員はコンパクトにしたうえで、裁判官と裁判員の員数を同等とすべき
山本委員	<ul style="list-style-type: none"> ・参審型制度を志向する ・裁判官と裁判員とが協働することが望ましい ・量刑こそ裁判員の社会意識を反映させうるものであるから、量刑こそ国民参加が求められる
吉岡委員	<ul style="list-style-type: none"> ・陪審型制度を志向する ・有罪・無罪の決定を裁判員が独占すべき（事実認定から裁判官を排除すべき） ・裁判員の任期制に反対する ・合議体の構成員のうち、裁判員の員数を多くすべき

審議会事務局が、佐藤会長・竹下会長代理との相談のうえで、「訴訟手続への新たな参加制度」骨子（案）」を提示する（骨子案の作成に協力した井上委員の補足説明が付録された）

	<p>裁判官と裁判員は、評議に基づき、有罪・無罪の決定及び刑の量定を行うものとする。控訴審の裁判体の構成や審理方式などは、今後の検討事項とする。裁判官と裁判員の員数は明示されなかったが、井上委員による補足説明文書では、裁判官の員数を3人とするのが妥当であるとの見解が示される</p> <p>高木委員が、「裁判員制度」について（説明要旨）」を提示する</p> <p>裁判員を裁判官の数倍にすること、独立評決制を認めることなどを内容とする</p> <p>両案のいずれを採るかの採決は行われなかった</p>
5月10日	<p>自民党司法制度調査会が、「21世紀の司法の確かなビジョン」を発表</p> <p>陪審制度については、問題点を示したうえで、議論を尽くしていくとし、参審制度については、積極的に導入すべきであるとする。参審員の員数については、ドイツ型の参審制度を参考にすること、刑事事件だけでなく民事事件にも参審制度の導入を検討すべきこと、参審員を無作為抽出ではなく適任者を選任すべきことなどを内容とする</p>
5月17日	<p>民主党が、「司法制度改革への意見」を発表</p> <p>裁判員の員数を職業裁判官の2倍以上にすること、裁判員は広く国民一般から選出すること、刑事重罪事件、一定の行政事件及び国家賠償事件に選択的に導入すること、政治犯罪等には独立評決制を認めることを内容とする</p>
6月12日	<p>司法制度改革審議会が、<u>意見書</u>を内閣総理大臣に提出</p> <p>裁判官と裁判員とは、共に評議し、有罪・無罪の決定と刑の量定の両方に関与すること、裁判員は、任期制ではなく1回限りの参加とし、無作為抽出した者を母体として選任すること、対象事件は法定刑の重い重大犯罪とすべきこと、被告人の裁判の選択権を認めないこと、当事者からの上訴を認めるべきことなどを内容とする。裁判官と裁判員の員数、控訴審の裁判体の構成・審理方式などは、さらに検討すべきものとする（ただし、裁判員の主体的・実質的関与の確保と評議の実効性の確保という2つの要請を挙げ、また、少なくとも裁判官または裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定をすることはできないようにすべきであることとする）。</p>

【第2ステージ】司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会における議論

2001（平成13）年（続き）

6月15日	内閣が、「司法制度改革審議会意見に関する対処方針」と政府声明を閣議決定
7月1日	内閣官房に、準備室が設置
9月28日	内閣が、司法制度改革推進法案を国会に提出

11月9日	推進法が成立（公布は、11月16日）
12月1日	推進法が施行 内閣に、推進本部が設置
12月17日	推進本部事務局が、裁判員制度・刑事検討会を設置

2002（平成14）年

1月18日	顧問会議（第1回）
2月28日	検討会（第1回）
3月19日	内閣が、「司法制度改革推進計画」を閣議決定
4月23日	検討会（第2回） 推進本部事務局が、 <u>当面の論点メモ</u> （「裁判員制度・刑事検討会における当面の論点」）を提示する
6月11日	検討会（第4回） 裁判官と裁判員との役割分担のあり方と、裁判体の構成・評決のあり方について、議論する
7月10日	検討会（第5回） 裁判員の選任方法、対象事件の範囲、公判手続のあり方について、議論する
7月31日	日弁連司法改革実現本部が、「裁判員制度」の具体的制度設計要綱を発表 裁判官2人—裁判員9人（ただし、死刑にあたる事件の場合、12人）、評決は全員一致（一定要件の下で特別多数決、ただし、死刑選択は必ず全員一致）とすること、被告人または検察官（死刑事件）が裁判員のみによる判断を求める場合や、公務員である裁判官が関与することが相当ではない事件（政治犯罪、公務員の職務に関する犯罪、表現の自由に関する犯罪）については、裁判員のみによる独立評決制を認める。控訴審は覆審で裁判官3人—裁判員12人とすることなどを内容とする
8月23日	日弁連が、「裁判員制度」の具体的制度設計にあたっての日弁連の基本方針を発表 裁判員の数は裁判官の3倍以上とすること、直接主義・口頭主義を徹底すること、評議・評決におけるルールを確立すること、完全な証拠開示と十分な準備期間を確保すること、身体拘束制度を抜本的に改革することの5項目からなる
9月3日	検討会（第6回） 公判手続のあり方、上訴のあり方、憲法との関係について、議論する
9月24日	検討会（第7回）

	<p>法曹三者・有識者から意見を聴取する</p> <p>最高裁は、コンパクトな合議体にするべきであり、対象事件は重大な事件に限定し、控訴審は裁判官のみによる裁判とすべきという（最高裁事務総局として、「裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化、検察審査会制度の在り方についての意見」を示す）</p> <p>法務省は、少人数の合議体が望ましく、対象事件は法定合議事件のうち、故意の犯罪により被害者を死亡させた罪に限定し、控訴審は裁判官のみによる裁判とすべきという（法務省として、「裁判員制度・刑事検討会における当面の論点に関する意見」を示す）</p> <p>日弁連は、裁判員の員数を裁判官の員数の3倍以上とすべきという（日弁連として、「裁判員制度」の具体的制度設計にあたっての日弁連の基本方針」と、「裁判員制度」の具体的制度設計要綱（日弁連司法改革実現本部）を示す）</p> <p>日本経団連は、裁判員の員数を裁判官と同数またはそれ以下にし、対象事件を重罪に限定すべきという</p> <p>連合は、裁判官を1人とし、裁判員を11人または12人とし、対象事件を重罪に限定すべきではないという</p>
11月11日	司法改革国民会議が、「血の通う司法」を実現するための第1回提言」を発表

2003（平成15）年

3月11日	検討会（第13回） 推進本部事務局が、 <u>たたき台</u> （「裁判員制度について」）を提示する 裁判官と裁判員の人数について、議論する
3月25日	検討会（第14回） 裁判員・補充裁判員の権限、評決、対象事件、裁判員の要件について、議論する
4月8日	検討会（第15回） 裁判員及び補充裁判員の選任、裁判員等の義務及び解任について、議論する
4月25日	検討会（第16回） 公判手続等の総論、準備手続、弁論の分離・併合、公判期日の指定、裁判員の宣誓と裁判官の教示、裁判員の更新、証拠調べ手続等について、議論する
5月16日	検討会（第17回） 報道関係諸団体から意見を聴取する 3団体はいずれも、裁判員等に偏見を与えうる報道について制限を設け

	るべきでないとするなど、報道の自由に配慮した制度設計を求める						
5月16日	自民党司法制度調査会が、裁判員制度と司法のあり方に関する小委員会を設置						
5月20日	検討会（第18回） 判決書等、控訴審、差戻し審、罰則、裁判員等の個人情報の保護について、議論する						
5月30日	日弁連が、「裁判員制度「たたき台」に対する意見」を発表 裁判員の員数は9人以上（具体的には、9ないし11人）とし、裁判官の数は1または2人とする事、評決は全員一致を原則とし、一定要件の下で特別多数決を認めるが、ただし、死刑選択は全員一致を必要とすること、直接主義・口頭主義の原則に忠実な証拠調べとすること、取調べ状況の適正化と可視化（取調べ全過程の録音・録画）を実現すること、完全な証拠開示と十分な準備期間を確保すること、身体拘束制度を抜本的に改革することなどを主張する						
9月11日	検討会（第24回） 裁判官と裁判員の人数、裁判員・補充裁判員の権限、評決、対象事件、裁判員の要件、欠格事由、就職禁止事由、辞退事由、裁判員候補者の召喚、質問手続について、議論する						
9月12日	検討会（第25回） 裁判員等の義務及び解任、公判手続等、控訴審、差戻し審、罰則、裁判員の保護及び出頭確保に関する措置について、議論する ここまでの検討会各委員の意見						
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">基本的な考え方</td> </tr> <tr> <td>池田修委員（裁判官）</td> <td>合議体の構成：裁判官3人—裁判員ある程度人数の小さいところ 対象事件：B案（死刑または無期懲役・禁錮に当たる罪に係る事件）またはC案（法定合議事件のうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のもの） 罰則：たたき台の案（裁判員・元裁判員が評議の経過や自分の意見を述べることを、秘密漏洩罪として禁止し、違反に対して、有期の懲役または罰金に処するなど）を支持</td> </tr> <tr> <td>井上正仁座長（大学教員、刑事訴訟法）</td> <td>（見解を表明しない）</td> </tr> </table>		基本的な考え方	池田修委員（裁判官）	合議体の構成：裁判官3人—裁判員ある程度人数の小さいところ 対象事件：B案（死刑または無期懲役・禁錮に当たる罪に係る事件）またはC案（法定合議事件のうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のもの） 罰則：たたき台の案（裁判員・元裁判員が評議の経過や自分の意見を述べることを、秘密漏洩罪として禁止し、違反に対して、有期の懲役または罰金に処するなど）を支持	井上正仁座長（大学教員、刑事訴訟法）	（見解を表明しない）
	基本的な考え方						
池田修委員（裁判官）	合議体の構成：裁判官3人—裁判員ある程度人数の小さいところ 対象事件：B案（死刑または無期懲役・禁錮に当たる罪に係る事件）またはC案（法定合議事件のうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のもの） 罰則：たたき台の案（裁判員・元裁判員が評議の経過や自分の意見を述べることを、秘密漏洩罪として禁止し、違反に対して、有期の懲役または罰金に処するなど）を支持						
井上正仁座長（大学教員、刑事訴訟法）	（見解を表明しない）						

大出良知委員（大学教員、刑事訴訟法）	合議体の構成：全体で10人前後（裁判官2人または3人） 対象事件：A案（法定合議事件） 裁判員の要件：A案（20歳以上の有権者） 裁判員の保護・出頭確保等に関する措置：裁判員が自分の意見を述べることを認めるべき、偏見報道禁止規定を設けるべきでない
清原慶子委員（大学教員、社会学）	合議体の構成：A案とB案との中間的な合議体（裁判員は6人） 対象事件：A案 裁判員の要件：A案
酒巻匡委員（大学教員、刑事訴訟法）	合議体の構成：裁判官3人—裁判員3人 対象事件：B案とC案とを併用 裁判員の要件：B案（25歳以上の有権者） 罰則：たたき台の案を支持 裁判員の保護・出頭確保等に関する措置：偏見報道禁止規定を設けるたたき台の案を支持
四宮啓委員（弁護士）	合議体の構成：裁判官1人または2人—裁判員10人程度 対象事件：A案 裁判員の要件：A案、ただし、衆議院議員の選挙権を有する者ではなく、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者とすべき 罰則：裁判中と裁判終了後とで分けて考えるべき 裁判員の保護・出頭確保等に関する措置：個人を特定しない情報は公表してもよい、偏見報道禁止規定を設けるべきでない
高井康行委員（弁護士）	合議体の構成：裁判官2人→裁判官3人—裁判員5人 対象事件：B案とC案とを併用 裁判員の要件：B案 罰則：本人の了解があれば公表できるとすべき 裁判員の保護・出頭確保等に関する措置：偏見報道禁止規定を設けるたたき台の案を支持
土屋美明委員（メディア）	合議体の構成：裁判官1人→裁判官2人または3人—裁判員6人

	<p>対象事件：A案 裁判員の要件：B案 罰則：裁判中と裁判終了後とで分けて考えるべき 裁判員の保護・出頭確保等に関する措置：報道機関の自主的対応に期待すべき、偏見報道禁止規定を設けるべきでない</p>
	<p>樋口建史委員（警察官） 合議体の構成：裁判官3人—裁判員2人 対象事件：C案 罰則：たたき台の案を支持</p>
	<p>平良木登規男委員（大学教員，刑法） 合議体の構成：裁判官3人—裁判員3人あるいは4人 対象事件：B案とC案とを併用 裁判員の要件：C案（30歳以上の有権者），選定委員会方式によるべき 罰則：たたき台の案を支持</p>
	<p>本田守弘委員（検察官） 合議体の構成：裁判官3人—裁判員3人 対象事件：A案またはB案 裁判員の要件：B案またはC案 罰則：たたき台の案を支持</p>
	<p>なお、合議体の構成について、たたき台では、A案（裁判官3人—裁判員2ないし3人）とB案（裁判官1ないし2人—裁判員9ないし11人）とが提示されていたが、検討会では、2つの案のいずれを選択すべきかという形では議論されなかった</p>
9月18日	<p>顧問会議（第13回） 笹森清顧問が検討会での議論を批判し、顧問会議で、井上検討会座長の報告を求めることとなる</p>
9月26日	<p>自民党小委員会（第17回会合）が、中間取りまとめを発表 合議体の構成について、裁判官を3人とすべきとする意見と、3人よりも少なくともよいとする意見とを併記し、合議体全体の規模を10人に至らない程度とすると、裁判員の員数は、2人から6人までとなるが、さらに検討するものとする</p>
10月10日	<p>衆議院が、解散 第28回検討会が行われ、推進本部事務局が制度の骨格案を示す予定であったが、行われなかった</p>
10月28日	<p>検討会（第28回）</p>

	<p>井上座長が、<u>座長ペーパー</u>（「考えられる裁判員制度の概要について」）を提示する 合議体の構成については、裁判官3人—裁判員4人とするものとする（5人ないし6人とすることも考えられると付記された）。対象事件は、B案（死刑または無期懲役・禁錮に当たる罪に係る事件）またはC案（法定合議事件のうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪のもの）とする。裁判員の要件は、衆議院議員の選挙権を有する者であって、25歳以上の者とする。裁判の公正を妨げる行為の禁止として、偏見報道を禁止する規定を設けるものとする（さらに検討するものとする付記された） 裁判官の員数、裁判員の員数、評決、対象事件、事件の性質による対象事件からの除外について、議論する</p>
11月9日	<p>衆議院総選挙</p>
11月11日	<p>検討会（第29回） 理由を示さない忌避ができる数、裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置、証拠調べ手続き等、裁判員等の秘密漏洩罪について、議論する ここまでの検討会各委員の意見は、第25回検討会までの議論におけるものとほとんど変わらなかった</p>
12月4日	<p>民主党が、「裁判員制度設計に関する考え方」を発表 裁判官1～2人（ロータリーの判事補）—裁判員10人前後とし、評決は3分の2の特別多数決とし、対象事件の取材・報道のあり方については報道機関の自主規制に委ねる</p>
12月5日	<p>顧問会議（第14回）が、井上検討会座長の報告を聴取 座長ペーパーをめぐる、裁判官1人—裁判員10人程度を主張する笹森顧問がその撤回を求め、奥島孝康顧問（裁判員を裁判官の3倍とすべきとする）がそれに同調する。これに対して、井上検討会座長が反駁し、佐藤座長がとりなそうとする</p>
12月11日	<p>公明党が、「裁判員制度設計について」を発表 裁判官2人—裁判員7人とし、裁判員は20歳以上の有権者から選ばれるものとし、対象事件は法定合議事件（一部を除く）とし、守秘義務違反に対しては懲役刑を削除し罰金のみとし、偏見報道に関しては自主規制に委ねる</p>
	<p>日弁連が、「裁判員制度及び刑事裁判の充実・迅速化に関する意見書」を発表 裁判官1～2人—裁判員9～11人とし、評決は全員一致（一定要件の下で特別多数決、死刑選択は全員一致）とし、裁判員は地方公共団体の議員の選挙権を有する者から選ばれるものとし、守秘義務を限定したうえで、そ</p>

	の違反に対する罰則は罰金刑のみとし、取調べ状況の可視化を求め、裁判員等に対する接触の規制を任務終了までとし、偏見報道に関しては自主規制に委ねる															
12月16日	自民党小委員会（第22回）が、「裁判員制度のあり方について」を発表 裁判官3人—裁判員4人程度（合わせて10人に至らない程度）とし、裁判員は25歳以上の有権者から選ばれるものとし、対象事件は死刑または無期の懲役もしくは禁錮に当たる罪の事件と、法定合議事件であって故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件（一部を除く）とし、偏見報道に関しては自主規制に委ねる															
12月18日	与党政策責任者会議合 自民党と公明党との対立点 <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>自民党</th> <th>公明党</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合議体の構成</td> <td>裁判官3人 —裁判員4人程度</td> <td>裁判官2人 —裁判員7人程度</td> </tr> <tr> <td>裁判員の年齢要件</td> <td>25歳以上</td> <td>20歳以上</td> </tr> <tr> <td>対象事件</td> <td>原則として、死刑または無期の懲役・禁錮に当たる罪の事件と、法定合議事件のうち故意の犯罪行為により被害者を死亡させたもの</td> <td>原則として、法定合議事件</td> </tr> <tr> <td>裁判員の守秘義務の範囲と違反に対する罰則</td> <td>評議経過を含め秘密とし、違反に対しては、懲役刑または罰金刑とする</td> <td>各裁判員の意見のみ秘密とし、違反に対しては、罰金刑のみ</td> </tr> </tbody> </table>		自民党	公明党	合議体の構成	裁判官3人 —裁判員4人程度	裁判官2人 —裁判員7人程度	裁判員の年齢要件	25歳以上	20歳以上	対象事件	原則として、死刑または無期の懲役・禁錮に当たる罪の事件と、法定合議事件のうち故意の犯罪行為により被害者を死亡させたもの	原則として、法定合議事件	裁判員の守秘義務の範囲と違反に対する罰則	評議経過を含め秘密とし、違反に対しては、懲役刑または罰金刑とする	各裁判員の意見のみ秘密とし、違反に対しては、罰金刑のみ
	自民党	公明党														
合議体の構成	裁判官3人 —裁判員4人程度	裁判官2人 —裁判員7人程度														
裁判員の年齢要件	25歳以上	20歳以上														
対象事件	原則として、死刑または無期の懲役・禁錮に当たる罪の事件と、法定合議事件のうち故意の犯罪行為により被害者を死亡させたもの	原則として、法定合議事件														
裁判員の守秘義務の範囲と違反に対する罰則	評議経過を含め秘密とし、違反に対しては、懲役刑または罰金刑とする	各裁判員の意見のみ秘密とし、違反に対しては、罰金刑のみ														

2004（平成16）年

1月7日	与党政策責任者会議司法制度改革プロジェクトチーム会合 偏見報道を禁止する規定を設けないことで、与党内の意見が一致する
1月12日	与党政策責任者会議司法制度改革プロジェクトチーム会合 裁判員への接触禁止について、裁判終了後は本人の認める限り、禁止せず、また、その違反に対する罰則を設けないことで、与党内の意見が一致する
1月14日 ～16日	日弁連執行部内部での動きが活発になり、公明党への説得工作を開始
1月20日	与党政策責任者会議司法制度改革プロジェクトチーム会合が、流会

1月21日	与党政策責任者会議司法制度改革プロジェクトチーム会合が、流会
1月25日	長勢甚遠・与謝野馨・魚住裕一郎・漆原良夫各議員による非公式協議（寺田逸郎法務省司法法制部長が加わる） 裁判官3人—裁判員6人を原則とし、例外的に裁判官1人—裁判員4人の合議体を認める案が示される
1月26日	与党政策責任者会議司法制度改革プロジェクトチーム会合で、与党合意（「裁判員制度の導入について」）を了承 裁判官3人—裁判員6人を原則とし、例外的に、裁判官1人—裁判員4人の合議体を認める。裁判員の年齢要件は、20歳以上とする。対象事件は、原則として、死刑または無期の懲役・禁錮に当たる罪の事件と、法定合議事件のうち故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものとする。裁判員の守秘義務違反に対しては、罰則（懲役刑または罰金刑）を設ける
1月28日	自民党司法制度調査会が、与党合意を了承
1月29日	検討会（第31回） 推進本部事務局が、 骨格案 （「裁判員制度の概要について」）を発表する
2月12日	日弁連が、「裁判員制度、刑事裁判の充実・迅速化及び検察審査会制度の骨格案に対する意見書」を発表 裁判官1ないし2人—裁判員9ないし11人とし、評決は原則として全員一致（一定の場合、特別多数決を認めるが、死刑選択は、必ず全員一致）とし、控訴審の裁判体は裁判官3人—裁判員12人とする
2月13日	推進本部会合（第10回） 法案についての最終協議と、通常国会への法案提出の確認がなされる
2月20日	自民党法務部会・司法制度調査会合同会議が、法案を了承
2月23日	公明党司法制度改革プロジェクトチーム・法務部会合同会議が、法案を了承
2月24日	自民党政策審議会・総務会で、法案を審議 国民の負担と義務について、さらに議論する必要があるとして、了承を見送る 公明党政務調査会全体会議が、法案を了承
2月25日	自民党総務会正副会長会議で、法案を審議
2月26日	自民党総務会正副会長会議で、法案を審議 自民党政策審議会が、法案を了承
2月27日	自民党総務会が、法案を了承
3月1日	事務次官等会議が、法案を閣議に諮ることを了承

3月2日	内閣が、法案を閣議決定
------	-------------

【第3ステージ】国会における議論

2004（平成16）年（続き）

3月2日	内閣が、裁判員法案を国会に提出 （以下、議事手続に関しては、改正刑事訴訟法案（政府案）と一括して取り扱われる）	
3月16日	衆議院本会議で、趣旨説明聴取、質疑、法務委員会に付託 質問者：桜井郁三衆議院議員（自民党）、小林千代美衆議院議員（民主党） 政府と民主党との対立点	
	政府（自民党・公明党）	民主党
合議体の構成	原則 裁判官3人—裁判員6人 例外 裁判官1人—裁判員4人	裁判官1人—裁判員10人前後
裁判員の守秘義務の範囲と違反に対する罰則	評議の経過や評決への意見について、裁判終了後も漏らしてはならず、違反に対しては、1年以下の懲役または50万円以下の罰金とする	守秘義務の範囲を狭め、罰則から懲役刑を削除すべき
評決方法	過半数で、かつ、裁判官・裁判員双方1名以上の賛成を必要とする	全員一致を目指すべきで、特に死刑判決は過半数で決めるべきでない
辞退事由	病気、育児、介護、仕事、思想・信条などを理由とする辞退を認める。政令で定める「やむを得ない事由」があれば、辞退できる（思想・信条の自由に配慮する）	思想・信条を理由とする辞退の範囲があいまいであると批判する。辞退事由を広げることに反対し、むしろ、参加しやすくする環境整備を進めるべき
3月29日	民主党が、法案の修正要求をまとめる 裁判員の守秘義務違反の罰則から懲役刑を削除すること、法律の施行までの期間を5年以内から3年以内に短縮すること、施行3年後に制度を見直す規定を設けること、裁判員を辞退できる「やむを得ない事由」を政令で	

	はなく法律で規定することなどを内容とする
4月2日	衆議院法務委員会（第159回国会第9回）で、趣旨説明聴取、第1回目の質疑（民主党委員は審議拒否） 趣旨説明：野沢太三法務大臣 質疑：下村博文委員（自民党）、漆原良夫委員（公明党） 日本新聞協会と日本民間放送連盟が、法案に対する見解を公表
4月6日	衆議院法務委員会（第10回）で、第2回目の質疑（午前）、参考人意見聴取・質疑（午後）（いずれも民主党委員は審議拒否） （午前） 質疑者：森岡正宏委員（自民党）、桜井郁三委員、上田勇委員（公明党） （午後） 参考人：佐藤幸治近畿大学教授、清原慶子三鷹市長、本林徹前日弁連会長 質疑者：早川忠孝委員（自民党）、松島みどり委員（自民党）、漆原委員
4月7日	衆議院法務委員会（第11回）で、第3回目の質疑（民主党委員は審議拒否） 質疑者：与謝野馨委員（自民党）、漆原委員、富田茂之委員（公明党）
4月9日	衆議院法務委員会（第12回）で、第4回目の質疑 質疑者：小宮山洋子委員（民主党）、山内おさむ委員（民主党）、辻恵委員（民主党）、川上義博委員（グループ改革）、松島委員、漆原委員
4月12日	衆議院法務委員会が、公聴会を開催（第5回目の質疑） 公述人：中川英彦京都大学大学院法学研究科教授、高井康行弁護士、近藤晋氏（企画プロデューサー）、敷田みほ氏（市民の裁判員制度つくり会運営委員） 質疑者：下村委員、山際大志郎委員（自民党）、上田委員、佐々木秀典委員（民主党）、小林千代美委員
4月13日	衆議院法務委員会（第13回）で、第6回目の質疑 質疑者：山内委員、泉房穂委員（民主党）、辻委員、鎌田さゆり委員（民主党） 民主党が、法案の修正要求をまとめる（民主党法務部門会議） 裁判員の守秘義務を担当事件の判決確定時までとすること、裁判員の守秘義務違反の罰則から懲役刑を削除すること、裁判員の守秘義務の範囲を狭めること（裁判員本人の意見や評決における賛否の数の公表を認める）、裁判員を辞退できる「やむを得ない事由」を政令で定める規定を削除すること、国民が裁判員に参加しやすい環境を整備する努力義務を国に課す規定を設けることなどを内容とする
4月14日	衆議院法務委員会（第14回）で、参考人意見聴取・質疑（第7回目の質疑）（この回より、総合法律支援法案と一括して審査される）

	<p>参考人：井上正仁東京大学大学院法学研究科教授，滝鼻卓雄読売新聞東京本社代表取締役社長，尾崎純理日弁連司法改革特命嘱託，木船一郎日本新聞協会人権・個人情報問題検討会幹事 質疑者：森岡委員，富田委員，小宮山委員，佐々木委員</p>
	<p>民主党が，正式に法案の修正要求をまとめる（民主党「次の内閣」） 裁判員の守秘義務を担当事件の判決確定時までとすること，裁判員の守秘義務違反の罰則から懲役刑を削除すること，裁判員の守秘義務の範囲を狭めること（裁判員本人の意見や評決における賛否の数の公表を認める），裁判員を7人とすることなどを内容とする</p>
4月16日	<p>衆議院法務委員会（第15回）で，第8回目の質疑（民主党委員が審議拒否をし，50分間で休憩・流会） 質疑者：杉浦正健委員（自民党），左藤章委員（自民党），上田委員</p>
4月20日	<p>河村たかし衆議院議員らが，改正刑事訴訟法案（民主党案）を国会に提出し，衆議院法務委員会に付託 衆議院法務委員会（第16回）で，第9回目の質疑 質疑者：小宮山委員，与謝野委員，泉委員</p>
4月21日	<p>衆議院法務委員会（第17回）で，第10回目の質疑 質疑が終局した 質疑者：辻委員，下村委員，左藤委員，桜井委員，漆原委員，中井委員，山内委員</p>
4月23日	<p>塩崎恭久衆議院議員らが，衆議院法務委員会に修正案（自民党・民主党・公明党の共同提案）を提出 衆議院法務委員会（第18回）で，修正案・原案ともに全会一致で可決（附帯決議あり） 衆議院本会議で，全会一致で修正議決</p>
4月28日	<p>参議院本会議で，趣旨説明聴取，質疑，法務委員会に付託 質問者：江田五月議員（民主党），木庭健太郎議員（公明党），井上哲士議員（共産党）</p>
5月11日	<p>参議院法務委員会（第159回国会第15回）で，趣旨説明聴取，第1回目の質疑 質疑者：松村龍二委員（自民党），江田五月委員，岩井國臣委員（自民党），角田義一委員（民主党），木庭健太郎委員，井上哲士委員</p>
5月13日	<p>参議院法務委員会（第16回）で，参考人意見聴取・質疑（午前），第2回目の質疑（午後） （午前） 参考人：長谷部恭男東京大学法学部教授，四宮啓弁護士，土屋美共同通</p>

	<p>信社論説委員，伊藤和子弁護士 質疑者：吉田博美委員（自民党），江田委員，木庭委員，井上委員（午後） 参考人：吉田委員，千葉景子委員（民主党），木庭委員，井上委員</p>
5月17日	<p>参議院法務委員会が，仙台市と大阪市に委員を派遣（地方公聴会） （第1班：仙台市） 派遣委員：山本保委員長（公明党，団長），吉田委員，愛知治郎委員（自民党），小川勝也委員（民主党），角田委員，井上委員 公述人：松田謙一仙台検察審査会副会長兼総務部長，田岡直博弁護士，遠藤香枝子宮城県情報公開審査会審議委員，天野清子氏（主婦），佐藤正明弁護士 （第2班：大阪市） 派遣委員：松村委員（団長），木庭委員，小泉顕雄委員（自民党），陣内孝雄委員（自民党），江田委員，樋口俊一委員（民主党） 公述人：山本一宏日本司法書士会連合会常任理事，大東美智子氏（主婦），前田葉子大阪府更生保護協会常務理事，宮崎誠日弁連副会長，遠藤一清検察審査協会関西連合会専任理事，西村健日弁連司法改革実現本部事務局次長</p>
5月18日	<p>参議院法務委員会（第17回）で，派遣委員報告聴取，第3回目の質疑 質疑者：吉田委員，松村委員，千葉委員，角田委員，木庭委員，井上委員</p>
5月20日	<p>参議院法務委員会（第18回）で，第4回目の質疑（終局） 質疑者：江田委員，角田委員，井上委員，松村委員 井上委員が，衆議院法務委員会に修正案を提出するも，賛成少数で否決 法案は全会派一致で可決（附帯決議あり）</p>
5月21日	<p>参議院本会議で，賛成180—反対2で可決，成立（公布は，5月28日）</p>
7月6日	<p>検討会（第32回）</p>
11月30日	<p>推進法が失効</p>